

THE JAPANESE JOURNAL OF

HISTORY OF PHARMACY

薬史学雑誌

Vol. 28, No. 2.

1993

—目次—

第53回 FIP '93 東京・薬史学シンポジウムから..... i

原 報

福沢諭吉と医薬分業

.....天野 宏, 川淵美奈子, 田中 淑子, 斉藤 明美, 杉原 正泰.....57

『肥後国内熊本領産物帳』所載の薬用植物の研究 (第2報)

草類に由来する薬用植物.....浜田 善利.....63

近代病院薬剤師の職業専門化の歴史的過程 (第2報)

フランス革命前後における医療の再編成.....辰野 美紀, 奥田 潤.....73

史 料

終戦前昭和期, 大阪帝国大学病院薬剤部で始まった男女雇用均等.....中室 嘉祐.....80

日本薬史学会会員名簿.....85

THE JAPANESE SOCIETY FOR HISTORY OF PHARMACY

c/o CAPJ, 2-2, Hongo 7-chome,
Bunkyo-ku, Tokyo, 113 Japan

薬史学誌

Jpn. J. History Pharm.

日 本 薬 史 学 会

THE JAPANESE JOURNAL OF HISTORY
OF PHARMACY, Vol. 28, No. 2 (1993)

CONTENTS

Originals

- Hiroshi AMANO, Minako KAWABUCHI, Yoshiko TANAKA, Akemi SAITOU and Masayasu SUGIHARA:** The Essay on Separation of Dispensary from Medical Practice Written by Yukichi FUKUZAWA57
- Toshiyuki HAMADA:** Studies on the Medicinal Plant in the "Sambutsu-cho" of Higo Province Possessed by the Kumamoto Clan (II) On the Medicinal Herbs63
- Minori TATSUNO and Jun OKUDA:** History of Professionalization of Modern Clinical Pharmacist (2) Reformation of Medical Systems before and after the French Revolution73

Historical Material

- Kasuke NAKAMURO:** The Equal Employment Opportunity That Began at the Pharmacy Division of the Osaka Imperial University Hospital from the Pre-War Era of Showa80

入会申込み方法

下記あてに葉書または電話で入会申込用紙を請求し、それに記入し、年会費をそえて、再び下記あてに郵送して下さい。

〒113 東京都文京区本郷 7-2-2

（株）学会誌刊行センター 内 日本薬史学会 事務局

電話：03-3817-5825 内線 121

郵便振替口座：東京 2-67473, 日本薬史学会

第53回 FIP '93 東京・薬史学シンポジウム (1993・9・9) から



↑ 柴田承二会長講演



↑ 学会場 (京王プラザ) にて



↑ ポスターセッション会場にて

(左) M. ヘルデリウス・スエーデン薬史学会会長

(中) 柴田承二・日本薬史学会会長

(右) モニカ D. ドネ・ポーランド薬剤師会員

Official journal of F.I.P. **international pharmacy journal** Volume 7 1993 Supplement 1
International Pharmaceutical Federation (F.I.P.)

programme and abstracts of the symposium



FIP '93 東京 TOKYO

World Congress of Pharmacy and Pharmaceutical Sciences
53rd International Congress of Pharmaceutical Sciences
5 - 10 September 1993
Tokyo, Japan

medpharm Scientific Publishers

← F I P 機関誌, 大会特集号

第 53 回 FIP (国際薬学連合) '93 東京

薬史学シンポジウム

と き 1993 (平成 5) 年 9 月 9 日 (木) 14 : 00 ~

ところ 京王プラザホテル (東京都新宿区)

座 長 M. ヘルデリッス, 山川浩司

1. 日本の医薬品史 (ビデオ併映)

内藤記念くすり博物館長 岩井敏治郎

2. 正倉院御物 (薬物) の化学分析

日本薬史学会会長 柴田 承二

3. 郵便切手を通じて見た日本医薬史

アメリカ薬剤師会 G. グリフェンハーゲン

4. 歴史的経験を通してのヨーロッパの薬学の
今後の展望と革新

バルセロナ大学薬学部教授

A. M. カルモナーコーネット

5. 350 年前の軍艦 VASA 号に見る治療技術

スウェーデン・VASA 博物館長 K. ヴィラー

6. ホワイト・ベア薬局 300 年史

スウェーデン薬史学会会長 M. ヘルデリッス

7. 史料としての処方薬袋 (ポスター展示)

デンマーク薬剤師会 H. O. ロルドラップ

8. ポーランド薬学史 (ポスター展示)

ポーランド薬剤師会 モニカ D. ドネ

9. 17 世紀ヨーロッパにおける日本の薬物 :
艾と人参

ドイツ薬剤師会 W. ケゼール

[薬史学会通信 No. 18 (1993・8) 参照]

福沢諭吉と医薬分業

天野 宏^{*1}, 川淵美奈子^{*2}, 田中淑子^{*2}, 斉藤明美^{*2}, 杉原正泰^{*2}The Essay on Separation of Dispensary from Medical
Practice Written by Yukichi FUKUZAWAHiroshi AMANO,^{*1} Minako KAWABUCHI,^{*2} Yoshiko TANAKA,^{*2}
Akemi SAITOU^{*2} and Masayasu SUGIHARA^{*2}

(1993年5月26日受理)

はじめに

医薬分業は古くて新しい問題である。明治22年3月15日法律第10号薬品営業並薬品取扱規則が公布され、その付則43条に「医師ハ自ラ診療スル患者ノ処方ニ限り第26条、第27条、第29条ニ従ヒ自宅ニ於テ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲ得、此場合ニ於テハ第38条ノ監視ヲ受クヘシ」¹⁾と規定し、薬は医師の壟断するところとなった。しかし、明治24年11月、日本薬剤師連合会は医薬分業請願法律第10号付則43条の改正案を決議し、12月8日、その案が帝国議会に提出された。その後、大正、昭和と法が改正され、昭和26年6月20日、法律344号の「医師法、歯科医師法及び薬事法の一部改正」で医師の処方箋発行義務が規定され、分業実施まで約4年半を準備期間にあて昭和31年4月1日から実施されることになった²⁾。この改正で分業が大きく進歩することが期待されたが、実際には余り進展はなかった。厚生省、日本薬剤師会の努力により、平成3年度の院外処方箋数は1億6,000万枚で、分業率は12.8%と推定されている³⁾。政府は医療の質的向上に医薬分業は不可欠とし

て推進しているが、医師の側は必ずしも分業実施に積極的とはいえない。平成5年3月、大阪府医師会の医薬経営委員会がまとめた「医薬分業に関する基礎的研究」⁴⁾によれば、医薬分業により経済効果はあるが、実施するには薬局の適正配置など環境を整備する必要があることを指摘している。さらに、同報告書は、医師会関係者の中にはプライマリ・ケアを担当する開業医は「薬を手放すべきではない」との考えを持つ人も少なくないことをあげている。福沢諭吉は、明治24年12月9、10日の時事新報に医薬分業に関する論文を発表しており、12月9日号の中で「開關以来、日本においては医師と薬剤は離れ可ざることであること」をあげ、学問的な意味はあっても貧者の負担が増えるような医薬分業は好ましくない、としている。この考えは、100年以上たった現在、医師の間で常に問題にされる点である。分業の本質は経済分業ではなく、技術分業が本来の姿であることを示している。福沢諭吉の医薬分業論を分析し日本の医薬分業がなぜ根付かないかを検討した。

*1 日本薬史学会 *The Japanese Society of History of Pharmacy.**2 東京女子医科大学薬剤部 *Division of Pharmacy Tokyo Women's Medical College.* 8-1 Kawada-cho, Shinjuku-ku, Tokyo 162.

薬剤師連合会の分業請願

福沢諭吉は、明治24年（1891）12月9日と10日の時事新報で医薬分業論を展開している。12月9日号⁵⁾では、まず、日本薬剤師連合会が医師と薬剤師が業務を分ける必要性があることを帝国議会で請願している点について触れ、その言い分を大筋で認めている。

近頃都鄙の薬舗は日本薬剤師連合会なるものを設けて、医師と薬剤師と業を分つるの必要を説き明治22年3月公布法律第10号薬品営業並薬品取扱規則付則第43条の改正を帝国議会で請願せんことに決し、其条に「医師ハ自ラ診療スル患者ノ處方ニ限リ第26条、第27条、第29条ニ従ヒ自宅ニ於テ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲ得コノ場合ニ於テハ第38条ノ監視ヲ受ク可シ」とあるを「医師ハ自分自ラ診療スル患者ノ処方限リ第26条、第27条、第29条ニ従ヒ自宅ニ於テ薬剤ヲ調合シ販売授与スルコトヲ得コノ場合ニ於テハ第38条ノ監視ヲ受ク可シ、但シ内務大臣ニ於テ適当ト認ムル地ニ就キ來ル明治27年1月1日ヨリ逐次医師ノ調剤ヲ禁止ス」と改めて、医師薬剤師の名分を明にし27年以後は其實行に妨なき地方に医家の調剤を禁じて薬品の販売を薬剤師の手に専有せんとして斡旋奔走頻りなと云ふ抑も社会の百事次第に変遷して古来の習慣を脱し全く西洋風に化して行路に妨なきに至れば医薬分業も自然に実行せらるゝ可なれども

と法律を変えて、昔からの習慣を廃して、とくに障害がなければ西洋のように医薬分業は自然に成り立つべきものであると記している。さらに「今日我医薬の事も其學術上に於ては著しく進歩して他に愧づるものなし」と医薬に関して学問が進歩し、分業論がでてることも認めている。

分業が実施されない問題点

しかし、現実には医薬分業を実施することは難しく、その理由の第1として昔から医師が薬を投与した長い習慣を突き下せるかを疑

問視し、その内容をこう記述している。

今其事情の大概を云はんに開闢以來我國に於ては医師と薬剤とは離る可らざるものとして一般の習慣を成し医師にも亦自から薬品鑑識の眼あると同時に病家も亦医師を尊敬して従て其手に配剤する所の薬を重んじ医家の外には服用の薬を求む可き処なしと信じて疑はざる其最中に俄に医薬を分離し医師は一切調合の事を知らず、薬は都て薬舗に就て買ふ可し、医師は唯薬名と分量と用法とを差図するのみ其品質の精粗は医の責任に非ずと云へば滔々たる習慣の中に在る天上の病人は先ず疑懼の念を生じて自ら安んずるを得ざる可し

第2に経済的な問題を取りあげている。診察料というものが制度化されておらず、生活の程度が中以下の人達について、医師は診察料を請求せず、病状に応じた治療を行い薬を与え、その代価として多少の代金をもらっているのが現状である。分業することになれば、診察料と薬品代を別々に支払うことになり貧しい人は医療が受けられなくなる。一方、医師も薬代の中に診察料も含めた代価を患者に請求しており、薬を手放せば医師の生活が成り立たないというのが福沢の考えで、次のように表現している。

今日西洋諸国に開業薬剤師の慣行ありとて俄に之に倣ふて医薬の業を分離せんとなす。西洋模疑の學術上には甚だ美となりと雖も若しも之を実行したらんには医師の利する所は唯診察料のみにして既に其料を一定するときは上流の病家なりとて過分を求む可らざると同時に中以下の者に向ても無料に診察することは叶はずして必ず多少を促すことゝ為り貧民は即金に診察料を取られたる上に又薬舗に行て薬価を払はざる可らず一種新奇の出来事にして其煩はしきに堪へざるのみか日々の衣食にさえ豊ならざる貧寒の經濟に於て到底行はる可きことにあらざれば如何なる難症に罹りても医師の門を訪ふ者なく或は隣翁の勧告に従て売薬を服用するか然らざれば神仏に加持祈禱して呪の水など飲み坐して死を待の外ある可らず。

分業は貧者を不幸にすると指摘

さらに、福沢諭吉は、医薬分業を進めると貧しい国情にあって代価が払えない病人が増え、無数の貧民を見殺しにすることになると注意を喚起している。また、医政の目的は、国中の病死者の割合を減らすことであり、分業によって医師が患者の薬の飲み倒しを恐れて、診療を敬遠することも考えられるとも述べている。診察料のみでは収入が知れており医師の生活が成り立たなくなり、廃業に追い込まれる所が出てくるのではないかを、心配し、こう記している。

医薬を商売として視れば貧寒の患者は固より悪客なれども悪客あればこそ良客も来ることにして貧富混合朝夕来診者の多くして門戸の盛んなる其際に自から収入もあるの習なるに一時に貧者の跡を絶つときは医門の風光俄に変して雀羅を設く可きの有様となり従前の良客と称したるものまでも自然に失ひ尽して到底医薬に衣食するの便りなければ廃業の外なかる可し況んや新に業を開かんとする者に於てをや到底病家を得るの見込みなくして其開業の念を絶つ可きのみ全国医師の数は俄に減じて又後進生の次第に頭角を顕はす者もなかる可し

ただ、上流の病家に入入りしている有名な医師は、周りの多くの一般の医師が廃業すれば患者増につながり、診察料のみであるいは生活は可能かもしれない、と指摘し、そのことは、金銭的な問題であり医道にはずれるとして、このように記述している。

目下上等の流行医のみ能く其家業を継続し診察料に依頼して生活すること難からず間接に法律の結果として悪客たる貧民の為に疎外せられたるこそ幸なれ爾後は唯上流の病家に入入りして所得あるのみならず周囲に中等医師の廃業者多ければ患者も自ら増加して家業繁盛す可しと雖も其治療を施すに当り冥々の間に安からざるものある其事情を云はんに上等医師がおのゝ其名望技量に従て診察料を定めて来診は何程、往診は何程と定価を広告したる上は漫に之を

軽重す可らざるが故に来診者は一診にても度数を少なくして費を省かんことを思ひ自然に医門に遠ざかりて治療上に察病を粗略にするの不都合ある可し夫れも慢性病なれば尚ほ忍ぶ可けれども急性の変化劇しきものに至りては医師の注意は一刻の前後を争ひ未明に診察して与えたる下剤は日出に至りて其効如何を思へば二三時間を経ずして又診察せざる可らず一日の間に三回も四回も往診の必要あるの常にして斯る場合には医師の尽力は固より銭の為に非らず他人の病を見ること恰も我身を襲ふ敵に異ならず医術と病敵と相対して成敗を試ることなれば一日百回の診察も敢て辞する所に非ざれども顧みて病家の内情を察すれば家人は都て是れ素人にして頻々診察の必要を知らず時として之を誤認して銭の為なりと思ふ者なきを期す可らず斯くて不愉快千万なり医道の本意に背くとは知りながらも俗情に制せられて自ら清くし遂に診察を稀にして大切なる治療の機会を誤ることある可し

安易な分業を問題視

このあと、福沢諭吉は、医師にとっても患者にとっても不幸の原因は診察料であり、商売と徳義を両立させるには診察の報酬を定めることは好ましくないため、心苦しいことではあるが曖昧にしておくことである、と続けている。ここで、さらに福沢は数千年来の習慣を改めることは不測の事態が起こる可能性があり、まして医薬分業を容易に行なうべきではないことを強調している。

このような考えのもとに、今回の法律第10号の付則を改めて医家の調剤を禁じることは、生活程度が中以下の患者は医薬の恩恵が受けられなくなり、国中に病人があふれ、また、中等以下の医師は廃業に追い込まれるなど分業は弊害の方が大きいことを問題にしている。そのため、今回の法改正は通過させるべきではないと、次のように提言している。

今度薬剤師連合会より議会に呈したる請願は固より通過す可きに非ず苟も経世の思想あらん人は仮令ひ医薬上の学識なきも願

意の非なるを知る可しと雖も世間の広き或は法律の文面に拘泥して人事を誤るなきを期す可らずされば我輩はここに法律論を離れ社会経済の妙機を論じて人の注意を促すものなり

法改正は政府に問題

ところで、福沢諭吉は、医薬分業を全く否定しているわけではなく薬剤師の言い分は正当であることも認めている。

一方より彼の薬剤師が自家の権利を主張して分離論を主張するも是亦決して無理無法に非ず彼の流れの人々は前年来医政の指示する所に従て身の方向を決し到底医業と薬剤師とは分離することならんと信じて遂に明治22年には、薬品営業取扱いの規則さへ発布したることなれば今に至りて之を実行せざるは落胆の次第なる可し

結局は、この法律を下した政府に問題があると、次のように締め括っている。

当時政府が薬品の事に就て法案を議する時に其見る所単に医薬学理上の一方に偏して古来日本社会に固有する組織習慣を忘れ、貧寒の小民は如何にして医薬を得たるやの細事情を忘れ、全国幾万の医家は自から一種の慈善病院たりし事を忘れ、富者の払い出す過分の医薬料は間接に小民の為に利したるの妙機を忘れて扱こそ学理の表面より西洋流の新法を採用して今日の不都合に立至りしことならん人生鬼神にあらざれば是非なき次第なれども一時発布したる法律の為に社会組織の妙機を破って無数の小民を無医無薬の苦界に陥らしむるが如きは我輩の取らざる所なり

次号で再度、分業を問題視

12月10日号⁶⁾では、分業を行えば薬剤師が薬舗を開くとき、その経営は処方箋の枚数に左右されるため、医師に贈り物をしたり、何割かの利益を与へ便宜を図ってもらうための秘密契約を結ぶのではないかを疑問視する内容で始まっている。

凡そ商売に競争するは商家の習しにして

其懸引きの劇しきは人に公言す可らざるの極端に至るを常とす、左れば都鄙の薬剤師が薬舗を開くときは、其商売の繁盛は専ら医師の愛顧に依頼するの外ある可らず、既に之に依頼するとあれば品質を精選し、価を低くして各舗相互に争ふことなれども尚ほ未だ足らず、一步を進むれば商用の外にも頻々医家に入出し時に或は物を贈りて主公の歓心を買ひ家人の取成しを求ることなれども、贈物尚ほ未だ足らず、更に一步を進めば極内々に医家と薬舗との間に一種の連絡を通じ、其処方に係る所の薬品を病人に売渡すとき、売得の何割を医師の所得に帰す可しとの秘密條約を結び、所謂九層倍の利益を双方の間に分割するの論議を開く可し

このように述べたあと、福沢諭吉は歳月が過ぎると、秘密に行っていたことも次第に公然となり、果ては医師への取り分の割合をめぐる薬舗同志が競争する可能性があることを憂いている。

其の秘密も漸く馬脚を露はして遂には公然たる秘密となり果ては此の割合の厚薄を以て競争の主眼と為し、其薬舗は其医に三割と聞く、弊店は四割を奉らん、否な半折に仕らんとて上々際限あることなく

さらに、医師、薬剤師のほとんどは真面目な人だが、なかには不正を行う人も少なくなく、収入を増やすため薬の値段を高くしたりすることも考えられる。そのため、貧しい患者が治療を受けることができなくなるのではないかと、次のように心配している。

天下の医師薬剤師が悉皆斯くある可きにもあらず、自から清潔の君子も多かる可しと雖も、数多の同業中に不正を働く者あれば其の不正者は仮令少数にても他の正者の妨害を為し、之と競争せんとするには、不正卑劣とは知りながらも、恰も自衛防御の為に、共に卑劣の中に浮沈して濁れる波を揚げざるを得ず、人の罪に非ず。勢の然らしむる所にして詰る所は医薬の価を高くして中以下の病人をして、治療を断念せしむるに至る可きのみ。

福沢諭吉はこの号で再度、医薬分業を経済的な側面から捉えており、実施すれば弊害の多いことを論述している。薬舗が医師に薬の利益の何割かを与えるという指摘は、現代の分業で一部の医療機関と門前薬局、第二薬局などの間で行われており、福沢諭吉が100年近く前に憂慮していたことが現実になっている。

考 察

福沢諭吉は、明治期にすでに分業は医薬学上の面から重要であり、薬剤師が医薬分業の実施を強調することを認めている。しかし、日本古来から医と薬は一緒に捉えられており、分業は、そうした長い間に築きあげられた習慣を崩すことになり、また、経済的にみても診察料のほかに薬剤費を別々に払うことになるため貧しい患者には、負担が増え医療を受けられなくなる可能性があることを心配している。福沢諭吉の論文をめぐる薬剤師側は薬剤師号外を発行するなどして反論しているが、当時、有力な新聞だった時事新報で福沢の流暢な医薬分業の長文は多くの人に影響を与え、薬剤師側には不利に働いたに違いない。薬剤師側が薬剤師号外で反論するだけではなく、福沢と医薬分業について十分に議論し、その本質を理解させていけば、あるいは分業が別の展開をみせたかもしれない。福沢諭吉は、当時、国情も貧しく、そのなかで分業を行えば患者の負担も増え医療を受けられなくなり、せっかく緒についた医療が荒廃することを恐れたものと考えられる。分業論で終始、診察料、薬価など金銭面について触れているのをみても分かる。しかし、現代の国の経済情勢は、諸外国に比べても遜色のないほど豊かになってきており、明治時代とは異なっている。それにもかかわらず、旧態依然として分業は進んでいない。経済的に豊かになってきているにもかかわらず、長い間分業が進まなかったのは、国民の間に、福沢諭吉が100年前に展開したように医と薬は一緒であるという思想が伝承されてきたことも大きな要因の一つだと思われる。医師と薬剤師がそれぞ

れ専門性を発揮し、より質の高い医療を行うためにも医薬分業は必要である。とくに、平成に入って、医薬分業に対する動きが活発になっている。平成2年、厚生省⁷⁾は薬を長期間服用する慢性疾患の患者や加齢により薬の副作用が出やすい高齢者に対して、地域の薬局が一体となって薬歴管理、服薬指導を充実させる在宅医薬品使用安全対策特別事業を開始している。分業の利点は、薬剤師が薬学的見地から患者の薬歴が管理でき、複数の薬物の相互作用の発生を予見できること、さらに、医師が手持ちの薬品に縛られず患者に適した医薬品を処方できる点などがあげられる。そのためには、地域の多くの薬局が処方箋に対する調剤に応じられる面、分業の推進が重視されている。しかし、現実には第二薬局や、門前薬局などの調剤による点分業が大勢を占めている。日本では医師から薬をもらうことへの慣れなどから、行政の掛け声とは裏腹に欧米のように分業は進んでいない。明治以来、日本人の薬に対する考えは、福沢諭吉が時事新報の論説で指摘した内容と、ほとんど変わっていないと思われる。

参考文献

- 1) 厚生省医務局編：医制百年史，ぎょうせい，東京（1976）。
- 2) 厚生省健康政策局：医療法 医師法（歯科医師法）解，医学通信社，東京（1991）。
- 3) 日本医事新報，No. 3593，日本医事新報社，東京（1993）。
- 4) 日刊薬業，第8617号，業時報社，東京（1993）。
- 5) 時事新報，明治24年12月9日号，時事新報社，東京（1891）。
- 6) 時事新報，明治24年12月10日号，時事新報社，東京（1891）。
- 7) 厚生省編：厚生白書，ぎょうせい，東京（1991）。

Summary

In November 1891, the union of pharmacists submitted the petitions letter on revision of the Law No. 10 issued on March 15, 1889, because by this law physicians got a right to dispense medicine rather

than to give prescription to their patients. Yukichi Fukuzawa criticized the above-mentioned problems and he contributed essays to the famous newspaper, Jiji-shin-pou in December 1891.

Principles of his essays were as follows;

(1) Separation of dispensary from medical practice widely done in Western countries were important from scientific viewpoint.

(2) However, both physicians and patients had no concept on total medical fee was consisted with consultation fee and charge for medicines. Thus, patients in Japan have been receiving medicines from physicians customarily over more several

hundred years.

(3) Introduction of new system on separation of dispensary from medical practice would cause troubles, because additional payment at the pharmacy should be required other than payment for physicians.

(4) He awared that opportunities to commit sick persons to doctor's care would be decreased especially in case of poor persons.

Compared the public opinion to the separation of dispensary from medical practice of present day, there found no difference on the attitude of Japanese people in these hundred years.

『肥後国之内熊本領産物帳』所載の薬用植物の研究 (第2報)^{*1}
草類に由来する薬用植物^{*2}

浜田 善利^{*3}

Studies on the Medicinal Plant in the "Sambutsu-cho" of
Higo Province Possessed by the Kumamoto Clan (II)^{*1}
On the Medicinal Herbs^{*2}

Toshiyuki HAMADA^{*3}

(1993年7月9日受理)

『肥後国之内熊本領産物帳』¹⁾に記載されている木類の中で、その中に含まれている薬用植物を前報で報告した。本報では、同書の草類について、その中の薬用植物を調査したので報告する。

1. 草類の種類と名称

草類の部には全部で439点の名称が収録されている。このすべての名称から、植物の種類を考定するに当たっては、前報と同様に、『西山採集薬品物』²⁾、『阿蘇採集薬品物』²⁾、『大和本草』³⁾、『和漢三才図会』⁴⁾、『本草綱目啓蒙』⁵⁾、『牧野日本植物図鑑』⁶⁾、『日本国語大辞典』⁷⁾、『熊本県植物誌』⁸⁾などを参考にした。

その結果、種類が判明したものは214種、246点であった。すなわち246点の中に、重複品が32点あった。これらを分類順に整理すると、次のようになる。和名につづけて()内に示したものが原本の表記である。漢字と片仮名が併記してあるものは、片仮名の方が漢字につけられたルビである。

(1) 合弁花類

キク科

- アソノコギリソウ (のこぎり草)
- オグルマ (旋覆, ラクルマ)
- オケラ (白朮, ヲケラ)
- =オケラ (びやくじつ)
- キク (菊, 夏菊, 秋菊, 寒菊)
- キンセンカ (金盞花, キンセンクハ)
- サンシチソウ (三七)
- シオン (しおん)
- シマカンギク (野菊)
- ノアザミ (大薊, アサミ)
- ノコギリソウ (はころも)
- ハハコグサ (鼠麴草, ホウコグサ)
- ハルノノゲシ (ち草)
- =ハルノノゲシ (苦菜, ノゲシ)
- ハンカイソウ (はんくわいそう)
- ヒマワリ (向日葵, ヒマハリ)
- フジバカマ (草烏頭, フジハカマ)
- メナモミ (豨薟, メナモミ)
- ヤブタバコ (いの尻草)

キキョウ科

- キキョウ (桔梗)

*1 第1報: 薬史学雑誌, 28 (1), 6-11 (1993).

*2 日本薬学会第113年会 (1993年3月, 大阪)にて発表.

*3 熊本工業大学 Kumamoto Institute of Technology, 4-22-1, Ikeda, Kumamoto 860.

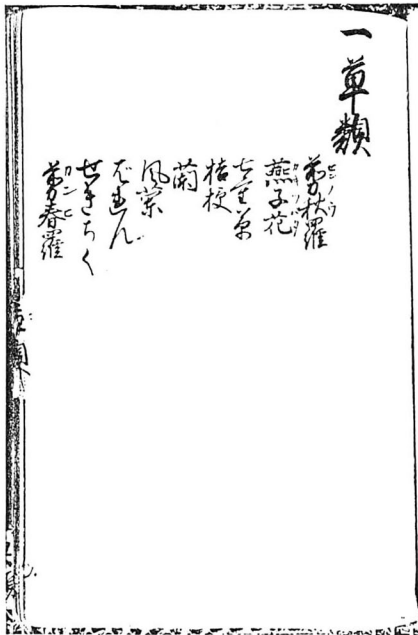


図1 草類の第1ページ

- チヨウセンアサガオ (まんたらけ)
 ヒヨドリジョウゴ (ひよどりかつら)
 ホオズキ (金灯笼, ホウツキ)
 =ホオズキ (とうろう草)
- シソ科
 イヌコウジュ (雀牀, イヌカウジュ)
 ウツボグサ (夏枯草, ウツボクサ)
 =ウツボグサ (かごそう)
 カキドオシ (かきとうろう)
 ナギナタコウジュ (香薷, カウジュ)
 ヒキオコシ (薺薺, ヒキヲコシ)
 =ヒキオコシ (ゑんめい草)
 ホトケノザ (仏のつれ)
 メハジキ (益母草, ヤクモサウ)
- クマツヅラ科
 クマツヅラ (馬鞭草, バベンサウ)
- ヒルガオ科
 アサガオ (牽牛, アサカホ)
 ネナシカズラ (兎糸, ねなしかつら)
 ヒルガオ (旋花, ヒルカホ)
 ルコウソウ (るかう)
- キョウチクトウ科
 チョウジソウ (ちやうし草)
 テイカカズラ (銭草)
 =テイカカズラ (ぜにかつら)
- サクラソウ科
 オカトラノオ (とらの尾)
 サクラソウ (桜草)
- ヤブコウジ科
 ヤブコウジ (藪こうじ)
- (2) 離弁花類
- セリ科
 センキュウ (川芎, センキウ)
 チドメグサ (ちとめ草)
 =チドメグサ (うつら草)
 トウキ (当帰, トウキ)
 ノダケ (前胡, センゴ)
 ミシマサイコ (柴胡, サイコ)
 ヤブジラミ (野胡蘿, ノニンジン)
- ウコギ科
 ウド (鳥のあし)
 キツタ (万年松, イツマテクサ)
 トチバニンジン (山人参, 髭人参, 別項)
- サイヨウシャジン (砂参, シャジン)
 サワギキョウ (さわぎきやう)
- ウリ科
 アマチャヅル (千歳薬, アマチャ)
 カラスウリ (ごうりかつら)
 ユウガオ (胡蘆, ユフガラ)
- オミナエシ科
 オミナエシ (女良花)
 ノジシャ (野ちさ)
- スイカズラ科
 スイカズラ (忍冬藤, スイハナカヅラ)
 ソクズ (草たづ)
 =ソクズ (蒴藋, クサタヅ)
- アカネ科
 ヘクソカズラ (女青, ヘクソカツラ)
- ハエドクソウ科
 ハエドクソウ (はいとり草)
- ハマウツボ科
 ナンバンギセル (おもひ草)
- ノウゼンカズラ科
 ノウゼンカズラ (凌霄花, ノウゼンカツラ)
- ナス科
 イヌホオズキ (犬ほうづき)

ミソハギ科
ミソハギ (そふはぎ)
シュウカイドウ科
シュウカイドウ (秋海棠, シウカイドウ)
トケイソウ科
トケイソウ (とけい草)
スマイレ科
スマイレ (紫花地丁, コマヒキ)
=スマイレ (けご馬)
オトギリソウ科
オトギリソウ (おとぎり草)
マタタビ科
サルナシ (しら口かつら)
ブドウ科
エビヅル (蓼蓂, ガラミ)
=エビヅル (がねぶかつら)
ツタ (つたかつら)
ノブドウ (牛がねぶ)
ツリフネソウ科
ホウセンカ (鳳仙花, ツマクレナイ)
ニシキギ科
ツルマサキ (まさきのかつら)
トウダイグサ科
トウゴマ (トウゴマ)
トウダイグサ (沢漆, トウダイグサ)
ヒメハギ科
ヒメハギ (遠志, ランシ)
カタバミ科
カタバミ (酢漿, コカネクサ)
マメ科
カラスノエンドウ (野苺んどう)
カワラケツメイ (ゆらゝ)
クズ (葛, くずかつら)
クララ (苦参, クシン)
ノアズキ (野あずき)
ハギ (はぎ)
メドハギ (めど)
レダマ (鷹爪, レタマ)
バラ科
クサイチゴ (覆盆子, クサイチゴ)
コウシンバラ (ちやうしゆん)
シモツケ (しもつけ)
ツチグリ (つちな)

ワレモコウ (地榆, ワレモコウ)
ユキノシタ科
ヤシャビシヤク (天梅)
ユキノシタ (虎耳草, キジンソウ)
ベンケイソウ科
ベンケイソウ (景天, カミナリクサ)
ケン科
ケマンソウ (荷包牡丹, ケマン)
ヒナゲシ (美人そう)
ヤマブキソウ (くさやまふき)
モクレン科
サネカズラ (五味子, サネカツラ)
マツブサ (松ふさかつら)
ツヅラフジ科
オオツヅラフジ (防己, ツヅラ)
=オオツヅラフジ (つゝらかつら)
アケビ科
アケビ (あけぶかつら)
ムベ (むべかつら)
キンボウゲ科
イチリンソウ (一りんそう)
ウマノアシガタ (金鳳花, キンボウゲ)
=ウマノアシガタ (犬のあしかた)
オキナグサ (ねこ花)
=オキナグサ (うないこ)
キツネノボタン (馬せり)
ジャクヤク (芍薬, ジャクヤク)
タガラシ (竜芮, タガラシ)
タンナトリカブト (とりかぶと)
テッセン (てっせん)
フクジュソウ (福寿草)
ボタン (牡丹)
マツモ科
マツモ (松葉藻)
スイレン科
コウホネ (萍蓬草, カワホネ)
ナデシコ科
カワラナデシコ (瞿麦, ナデシコ)
ガンピ (剪春蘿, カンピ)
セキチク (せきちく)
ハコベ (ひよこ草)
フングロセンノウ (剪秋羅, センノウ)
ミミナグサ (みゝな草)

ヤマゴボウ科
マルミノヤマゴボウ (やまごぼう)
オシロイバナ科
オシロイバナ (けしゅう草)
ヒユ科
イノコズチ (牛膝, イノコツチ)
センニチコウ (千日紅)
ハゲイトウ (雁来紅, 一名はけいとう)
アカザ科
アリタソウ (るうだそう)
タデ科
アイ (藍)
イシミカワ (いしみかわ)
オオケタデ (葎草, タカタデ)
=オオケタデ (けたで, 一名はぶてこぶら)
ギシギシ (しのね)
ウマノスズクサ科
ウマノスズクサ (青木香, しやうもつこう)
ヤドリギ科
ヤドリギ (ほや)
イラクサ科
カラムシ (苧麻, マヲ)
イラクサ (蕁麻, イラサ)
クワ科
クワクサ (桑の葉草)
コショウ科
フウトウカズラ (風藤, フウトウカヅラ)
ドクダミ科
ドクダミ (葎菜, ドクダン)
ハンゲショウ (三白草, カタシロウ)
(3) 単子葉類
ラン科
エビネ (急びね)
サイハイラン (はくり)
シュンラン (蘭)
セッコク (石斛, セキコク)
ネジバナ (もぢすり)
フウラン (風蘭)
カンナ科
ダンドク (檀時, タンドク)
ショウガ科

ウコン (鬱金, ウキキン)
ハナミョウガ (和縮砂, シュクシャ)
ミョウガ (めうが草)
バショウ科
バショウ (芭蕉)
アヤメ科
アヤメ (あやめ)
イチハツ (鳶尾, イチハツ)
カキツバタ (燕子花, カキツバタ)
シャガ (胡蝶花, シャガ)
ネジアヤメ (ばれん)
ノハナショウブ (むたあやめ)
ハナショウブ (花しやうぶ)
ヒオウギ (ひおふぎ)
=ヒオウギ (烏扇, カラスアフギ)
ヒガンバナ科
スイセン (水仙)
ヒガンバナ (石蒜, ヒガンバナ)
ユリ科
オオバギボウシ (玉簪花, ギボウシ)
オモト (万年青, オモト)
キジカクシ (百部根, キジカクシ)
=キジカクシ (雉かくれ)
コバギボウシ (紫萼, サギソウ)
ジャノヒゲ (麦門冬, ジャウカヒゲ)
ナルコユリ (黄精)
ホトトギス (ほととぎす草)
ヤブカンゾウ (わすれ草)
イグサ科
イ (いぐさ)
ミズアオイ科
コナギ (浮蓋, ナギ)
ミズアオイ (川なぎ)
ツユクサ科
=ツユクサ (鴨跖草, ウツシ)
=ツユクサ (野あい)
=ツユクサ (はなから)
=ツユクサ (ほたる草)
=ツユクサ (まんじゅ草)
ウキクサ科
ウキクサ (浮萍, ウキクサ)
サトイモ科
カラスビシャク (半夏, ヘソクリ)

シヨウブ (菖蒲, シヤウブ)
=シヨウブ (しやうぶ草)
セキシヨウ (石菖, セキシヤウ)
マムシグサ (天南星, テンナンサウ)

カヤツリグサ科

カヤツリグサ (菅, スゲ)
クグ (くぐ草)
クログワイ (ゑぐ)
=クログワイ (くわいづら)
サンカクイ (さぎの尻さし)
ハマスゲ (香附子)

イネ科

イヌビエ (草ひえ)
エノコログサ (狗尾草, イヌコログサ)
オヒシバ (ちから草)
カゼクサ (かせ草)
カモジグサ (おきな草)
=カモジグサ (ひいなくさ)
カラスムギ (燕麦, カラスムギ)
カリヤス (蓋草, カリヤス)
=カリヤス (かいな草)
コウライシバ (八重芝)
ササクサ (さく草)
ジュズダマ (憾米, ス、タマ)
ススキ (芒, ス、キ)
=ススキ (糸すゝき)
スズメノテッポウ (ひいひい草)
チガヤ (白茅, チカヤ)
=チガヤ (苑針, ツバナ)
=チガヤ (真萱)
チカラシバ (道しば)
トキワススキ (ときはすゝき)
マコモ (菰, コモ)
メヒシバ (ほとくり)

トチカガミ科

クロモ (黒藻)
セキシヨウモ (しやうぶ藻)
ミズオオバコ (水おぼこ)

オモダカ科

アギナシ (あぎなし)
オモダカ (慈姑, フモダカ)

アマモ科

アマモ (もしほ草)

ヒルムシロ科

ヒルムシロ (ひるごぎ)

ミクリ科

ミクリ (みつかど)

ガマ科

ガマ (蒲, ガマ)

(4) シダ植物

イワヒバ科

イワヒバ (岩松)

トクサ科

スギナ (まつな)

トクサ (木賊, トクサ)

フサンダ科

カニクサ (海金砂, カニクサ)

=カニクサ (三味せんかつら)

ウラジロ科

ウラジロ (もろむき)

=ウラジロ (へご)

ノキシノブ (梅しやうぶ)

シシガシラ科

シシガシラ (むかて草)

ウラボソ科

マメヅタ (螺厩草, マメカツラ)

デンジソウ科

デンジソウ (蘘, ヨツメウキクサ)

2. 薬用植物

草類の中で、薬用植物と考えられる種類を選別した。そのためには、どれが薬用植物であるかを決定しなければならないが、その基準として、前報と同様に、『広川薬用植物大事典』⁹⁾に名称があげられているものを、薬用植物とした。特殊な民間薬や、中国で薬用に供する種類の中で、この大事典に収録されていないものは、本報では薬用植物の範囲に入っていない。これは統計を取るために便宜上とった処置であって、ここにあげたもの以外は薬用植物ではないということには、必ずしもならないことを断っておく。

(1) 合弁花類

キク科：アソノコギリソウ, オグルマ, オケラ, キク, キンセンカ, サンシチソウ, シオン, シマカンギク, ノアザミ, ノコ

ギリソウ、ハハコグサ、ヒマワリ、フジ
 バカマ、メナモミ、ヤブタバコ
 キキョウ科：キキョウ、サワギキョウ
 ウリ科：カラスウリ
 オミナエシ科：オミナエシ
 スイカズラ科：スイカズラ、ソクズ
 ハエドクソウ科：ハエドクソウ
 ハマウツボ科：ナンバンギセル
 ノウゼンカズラ科：ノウゼンカズラ
 ナス科：イヌホオズキ、チョウセンアサガ
 オ、ヒヨドリジョウゴ、ホオズキ
 シソ科：イヌコウジュ、ウツボグサ、カキ
 ドオン、ナギナタコウジュ、ヒキオコシ、
 メハジキ
 クマツヅラ科：クマツヅラ
 ヒルガオ科：アサガオ、ネナンカズラ、ヒ
 ルガオ
 キョウチクトウ科：チョウジソウ、テイカ
 カズラ
 サクラソウ科：サクラソウ
 ヤブコウジ科：ヤブコウジ

(2) 離弁花類

セリ科：センキュウ、トウキ、ノダケ、ミ
 シマサイコ、ヤブジラミ
 ウコギ科：ウド、キヅタ、トチバニンジン
 ミソハギ科：ミソハギ
 シュウカイドウ科：シュウカイドウ
 オトギリソウ科：オトギリソウ
 ツリフネソウ科：ホウセンカ
 トウダイグサ科：トウゴマ
 ヒメハギ科：ヒメハギ
 カタバミ科：カタバミ
 マメ科：カワラケツメイ、クズ、クララ
 バラ科：ワレモコウ
 ユキノシタ科：ユキノシタ
 ケン科：ヒナゲシ
 モクレン科：サネカズラ、マツプサ
 ツヅラフジ科：オオツヅラフジ
 アケビ科：アケビ、ムベ
 キンポウゲ科：ウマノアシガタ、オキナグ
 サ、キツネノボタン、ジャクヤク、タガ
 ラシ、タンナトリカブト、テッセン、フ
 クジュソウ、ボタン

スイレン科：コウホネ
 ナデシコ科：カワラナデシコ、セキチク、
 ハコベ
 ヤマゴボウ科：マルミノヤマゴボウ
 ヒユ科：イノコズチ
 タデ科：アイ、オオケタデ、ギンギン
 ウマノスズクサ科：ウマノスズクサ
 ヤドリギ科：ヤドリギ
 イラクサ科：イラクサ、カラムシ
 コシヨウ科：フウトウカズラ
 ドクダミ科：ドクダミ、ハンゲシヨウ

(3) 単子葉類

ラン科：サイハイラン、セッコク
 ショウガ科：ウコン、ハナショウガ、ミョ
 ウガ
 バショウ科：バショウ
 アヤメ科：イチハツ、ネジアヤメ、ヒオウ
 ギ
 ヒガンバナ科：スイセン、ヒガンバナ
 ユリ科：オモト、ジャノヒゲ、ナルコユリ、
 ヤブカンゾウ
 イグサ科：イ
 ツユクサ科：ツユクサ
 ウキクサ科：ウキクサ
 サトイモ科：カラスビシャク、ショウブ、
 セキショウ、マムシグサ
 カヤツリグサ科：ハマスゲ
 イネ科：カラスムギ、ササクサ、ジュズダ
 マ、ススキ、チガヤ
 ミクリ科：ミクリ
 ガマ科：ガマ

(4) シダ植物

イワヒバ科：イワヒバ
 トクサ科：スギナ、トクサ
 シンガシラ科：シンガシラ
 デンジソウ科：デンジソウ

3. 不明種

産物帳に記載された名称から、種類が判別
 できなかったものは、次の193点である。草
 類に関する本書の全容を示すために、『産物
 註書』¹⁾を引用して考証を加えておく。

あいまいそう [註書532頁] 不明。

あいなべ草 〔註書534頁〕不明。
 葵 フタバアオイ、フユアオイなどが考えられるが、不明。
 あぢさい アジサイは木部にある。不明。
 あぢさい草 クサアジサイか、不明。
 粟のかわ 不明。
 あわゆき 不明。
 いおふつら 〔註書528頁〕不明。
 いが藻 イバラモか、不明。
 石かつら 不明。
 石たず 不明。
 一夜けんぎょう 不明。
 犬糸こ 不明。
 犬おりだ草 不明。
 いぬから 〔註書533頁〕不明。
 犬しやうが ヤブミユウガか、不明。
 いぬめじか 不明。
 いや草 〔註書530頁〕不明。
 いわしのぶ カタヒバか、不明。
 いわ茶 イワタバコか、不明。
 うおかつら 〔註書541頁〕不明。
 魚つら 〔註書529頁〕不明。
 うくいす草 ヒエンソウか、不明。
 牛かねかつら 〔註書541頁〕不明。
 牛ほとくり 〔註書536頁〕不明。
 うしめぶか 〔註書536頁〕不明。
 うずらの尾 〔註書532頁〕不明。
 うつらさんしやう 不明。
 うなき藻 不明。
 うまばり 〔註書529頁〕不明。
 海根、ミツヒキ 不明。
 糸つ 〔註書527頁〕不明。
 大坂すげ 不明。
 おぎう 〔註書539頁〕不明。
 鬼すだ 不明。
 おりた草 〔註書528頁〕不明。
 かうかい草 〔註書528頁〕不明。
 かうかそう 不明。
 かうず草 不明。
 かゝみかつら 〔註書540頁〕不明。
 かきからみ 不明。
 かきくるま 不明。
 かたかい 〔註書537頁〕不明。
 かなじゃくし 〔註書538頁〕不明。
 かにかや 不明。
 かにずり カニツリグサか、不明。
 かにぶどう 〔註書530頁〕不明。
 かめのかう 〔註書536頁〕不明。
 かめば草 〔註書533頁〕不明。
 から笠草 〔註書539頁〕不明。
 からこうじ カラタチバナか、不明。
 からしからげ 〔註書535頁〕不明。
 からまつ アキカラマツか、不明。
 がらん藻 〔註書539頁〕不明。
 川たかな 〔註書538頁〕不明。
 かわらけ草 〔註書533頁〕不明。
 かんしやう 〔註書531頁〕不明。
 かんそく 〔註書540頁〕不明。
 甘露子、チョコサ 不明。
 きくあさみ キクアザミか、不明。
 きしくびりかつら 〔註書541頁〕不明。
 きしばり 〔註書527頁〕不明。
 きつね草 〔註書531頁〕不明。
 きづら草 〔註書539頁〕不明。
 きりつぼ 〔註書532頁〕不明。
 きわすみ草 〔註書529頁〕不明。
 きんぱく 不明。
 草梅もどき 不明。
 草ぎり 〔註書529頁〕不明。
 草しもづけ シモツケソウか、不明。
 草しゆる Veratrum か、不明。
 草豆 不明。
 草むらさき ムラサキのことか、ムラサキシキブに似て草本という意味か、不明。
 くずまき 〔註書538頁〕不明。
 くつまき 不明。
 車草 車前草の書き誤りか、不明。
 黒かねかつら 〔註書540頁〕不明。
 くわんくわら草 不明。
 けいそく 不明。
 ごぜはき 〔註書535頁〕不明。
 小袖草 〔註書529頁〕不明。
 ごぢう草 不明。
 こち草 〔註書532頁〕不明。
 こつろ草 〔註書534頁〕不明。
 ごほう草 不明。

こまかつら	〔註書541頁〕不明.	ちかちか草	不明.
駒引かつら	不明.	ちどり草	〔註書534頁〕不明.
こめな	ノミノフスマか, 不明.	つきたおし	不明.
こもち草	〔註書537頁〕不明.	つくほ草	〔註書534頁〕不明.
ころころ草	不明.	つのひき藻	不明.
さいだいじ	〔註書528頁〕不明.	つれつれ草	〔註書531頁〕不明.
さいめき	〔註書536頁〕不明.	てつほう草	〔註書530頁〕不明.
桜ひき	〔註書531頁〕不明.	てんば草	〔註書537頁〕不明.
さゝらん	不明.	とうじさん	〔註書536頁〕不明.
さしむぎ	〔註書537頁〕不明.	とうも草	〔註書537頁〕不明.
さるかしら	〔註書540頁〕不明.	ながし花	〔註書532頁〕不明.
さわふき	名前からは, オタカラコウかメ タカラコウではないかと思われるが, 不 明.	七重草	不明.
さんてい草	〔註書532頁〕不明.	七ふし草	〔註書539頁〕不明.
しうはい草	〔註書538頁〕不明.	にれかつら	不明.
しかとうろう	〔註書533頁〕不明.	ねばさし	〔註書538頁〕不明.
しけい草	不明.	野いちび	不明.
しづ菜	〔註書531頁〕不明.	のうさき	不明.
しのび草	〔註書530頁〕不明.	野ききやう	不明.
芝のり	不明.	野胡麻	不明.
しやうてつ	〔註書531頁〕不明.	野桜草	不明.
しやくさ	〔註書530頁〕不明.	野たはこ	ヤブタバコか, 不明.
すいがん	〔註書530頁〕不明.	野ほうづき	不明.
杉藻	不明.	はいから	不明.
すくら草	〔註書534頁〕不明.	はいとく	〔註書535頁〕不明.
すゞめかつら	不明.	はかた草	〔註書532頁〕不明.
すゞめ草	ツメクサか, 不明.	はきくさ	不明.
雀のごき	ゴキヅルか, 不明.	はとくびりかつら	〔註書542頁〕不明.
ずね	〔註書530頁〕不明.	花車	〔註書535頁〕不明.
せたら	〔註書528頁〕不明.	はまにら	不明.
ぜんかう	〔註書540頁〕不明.	はまぶつ	〔註書535頁〕不明.
せんくづし	〔註書540頁〕不明.	はり草	不明.
せんないそう	不明.	はりさし	不明.
そでふり草	〔註書540頁〕不明.	ひぼ草	〔註書528頁〕不明.
大すけかつら	不明.	姫しやうぶ	エヒメアヤメか, 不明.
だいめうかつら	〔註書544頁〕不明.	ひらさし	〔註書538頁〕不明.
田うつし	〔註書528頁〕不明.	ひらすげ	不明.
たか四郎	タカサブロウのことか, 不明.	ひわぶき	〔註書534頁〕不明.
たかしろう	〔註書529頁〕不明.	ふくい	シチトウのことか, 不明.
たかのつめ	不明.	ふしおて	〔註書536頁〕不明.
たまこ草	〔註書539頁〕不明.	ふなつな	〔註書530頁〕不明.
たるま草	ダルマガクか, 不明.	ふなつら	不明.
		ふなばり	〔註書531頁〕不明.
		ふめとうかつら	〔註書542頁〕不明.

べにかつら 〔註書541頁〕不明。
 べにざら 不明。
 坊主草 〔註書530頁〕不明。
 ほどめき草 〔註書538頁〕不明。
 ほもめ草 〔註書533頁〕不明。
 まつほりく 不明。
 まめな 不明。
 丸浮草 トチカガミか、不明。
 万年草 不明。
 水こうり カラスウリのことか、不明。
 みだれ藻 イトモか、不明。
 三ッ葉かつら 不明。
 みつはき 不明。
 麦おり草 〔註書532頁〕不明。
 麦ぜり 〔註書537頁〕不明。
 むくみかつら 〔註書541頁〕不明。
 むすび草 〔註書531頁〕不明。
 むためくり 〔註書536頁〕不明。
 もくら草 不明。
 もやし草 〔註書540頁〕不明。
 やまゑこ 不明。
 山伏草 不明。
 やわら草 不明。
 れんが草 〔註書534頁〕不明。

4. 結果および考察

この草類の中には、スイカズラ、ノウゼンカズラ、テイカカズラ、キツタ、サルナン、ツタ、ツルマサキ、クズ、コウシンバラ、サネカズラ、マツブサ、オオツヅラフジ、アケビ、ムベなどの木性の蔓植物や、ヤブコウジ、ヤシャビシヤク、ボタン、ヤドリギといった小さな低木が含まれている。これらは当時は草とみなされていたので、このような処置が取られたのであろう。本報では、そのような現代の草本と木本の区別はせずに、全体を草類として検討の対象とした。

今回検討した結果をまとめると、種類が判明した214種の中で、薬用植物は129種であった。これは60%にあたる。前報で報告した木類は、61%であったから、草類もほぼ同じ割合であることがわかった。

また『豊後国之内熊本領産物帳』では、草

類の中に占める薬用植物の割合は66%であった。これと比較すると、肥後国の場合はいくらか薬用植物が少ないようだが、後者には不明種が多く、その中に含まれる薬用植物を考えると、前者と大差はないのかも知れない。

前報で考察したことの他に、草類では、次のような薬用植物名の漢字表記がみられるのが特徴的である。

旋覆、白朮、金盞花、三七、野菊、大薊、鼠麴草、苦菜、桔梗、砂参、女良花、忍冬藤、蒴藿、凌霄花、夏枯草、薺、益母草、馬鞭草、牽牛、兎糸、旋花、川芎、当帰、前胡、柴胡、山人参、鳳仙花、沢漆、遠志、葛、苦参、地榆、虎耳草、五味子、防己、芍薬、牡丹、瞿麦、牛膝、藍、青木香、蕁麻、葶菜、三白草、石斛、鬱金、和縮砂、芭蕉、烏扇、水仙、石蒜、麦門冬、黄精、浮萍、半夏、菖蒲、石菖、天南星、香附子、木賊、海金沙

参考文献

- 1) 盛永俊太郎, 安田 健, 浜田善利解題: 享保元文諸国産物帳集成, 第13巻, 豊後・肥後, 科学書院, 東京 (1989).
- 2) 山崎正董: 肥後医育史, 鎮西医海時報社, 熊本, p. 214 (1929).
- 3) 貝原益軒, 白井光太郎考証: 大和本草, 有明書房, 東京, 復刻 (1975).
- 4) 寺島良安: 和漢三才図会, 東京美術, 東京, 復刻 (1973).
- 5) 小野蘭山, 杉本つとむ編著: 本草綱目啓蒙, 早稲田大学出版部, 東京, 2版 (1974).
- 6) 牧野富太郎: 牧野日本植物図鑑, 北隆館, 東京 (1940).
- 7) 日本大辞典刊行会: 日本国語大辞典, 全20巻, 小学館, 東京 (1972-76).
- 8) 熊本記念植物採集会: 熊本県植物誌, 長崎書店, 熊本 (1969).
- 9) 刈米達夫, 木村康一監修: 広川薬用植物大事典, 広川書店, 東京 (1963初版).

Summary

On the previous report, I studied on the medicinal trees contained in the Sambutsucho of the Kumamoto clan in Higo Province.

In this report, I studied on the medicinal herbs contained in the same book.

There were 439 names in the herbal part. I identified 214 species and found 129 species as the medicinal plants. The ratio of the medicinal plants was 60%.

The famous medicinal plants were as follows: *Atractilodes japonica*, *Platycodon grandiflorum*, *Prunella vulgaris* var. *lila-*

cina, *Pharbitis nil*, *Cnidium officinale*, *Angelica acutiloba*, *Bupleurum falcatum*, *Pueraria lobata*, *Sophora flavescens*, *Sinomenium acutum*, *Akebia quinata*, *Paeonia lactiflora*, *Paeonia suffruticosa*, *Achyranthes fauriei*, *Houttuynia cordata*, *Ophiopogon japonica*, *Pinellia ternata* and *Cyperus rotundus*.

近代病院薬剤師の職業専門化の歴史的過程 (第2報) フランス革命前後における医療の再編成

辰野 美紀*¹, 奥田 潤*²

History of Professionalization of Modern Clinical Pharmacist (2) Reformation of Medical Systems before and after the French Revolution

Minori TATSUNO*¹ and Jun OKUDA*²

(1993年10月21日受理)

1. 自由化された薬業

革命の最初の数年、パリでは、オテル・デ
ュ病院(市立病院)と統一救貧院(hopital
général)(一般施療院)しか病院に薬を供給
する場が機能していなかった。自由・平等・
博愛を旗印にして始まった革命のイデオロ
グ(観念学者)の中には、ルソーの人間の
「自然法」を信じようとする考え方が主流と
なり、病気はありのまま(野生)¹⁾の状態に置
くことによって、他のすべての社会的不平
等・不公平と同様に人工的なものから解放さ
れると考えられていたといわれる。施療院の
財産の所有権と職員問題は自由(野放し)状
態となり、市中の薬局や世俗の診療施設など
も、自由経営となった。宗教的病院をささ
えるカソリック団体は、1789年8月4日、10分
の1税の廃止に同意し、諸事業の販源を喪失
した。11月2日には、修道院を含む教会財産
の国有化の提案が可決された。1790年2月
には、修道院の統廃合が、立憲議会によって決
定され、修道士や修道女が還俗した。しかし、

教育や医療にかかわっていた修道士(女)ら
は、そのまま尼僧服を脱いだまま業務につ
いているものも多かった。1790年7月12日に聖
職者民事基本法によって、教会の管理は、全
体として、各地方行政当局に委ねられること
になった。すべての施療院の職員について、
薬を担っていた多様な人々も同様に、職業的
肩書は廃止されたが、基本法の法令の中で、
「国民議会に対して、公衆扶助委員会が提案
する組織が決定するまでの期間」は、自由な
業務が認められた。市立病院の薬局は、市民
の Buisson, Vassou が業務を行って、1795
年までの間には市立病院の他に13の病院につ
いての施薬を行っていた。1792年の対オース
トリア宣戦以後、戦傷者も増加し、薬剤の確
保が困難にもなった。パリの薬局では、い
ったい薬業の自由営業というものが、認められ
うるものかどうか議論されたが、病院への
薬の納入についてもそれぞれの薬局で価格な
どすべてが自由となった上、にせ薬などをめ
ぐる混乱もあり、自由薬剤師協会によって、
1791年4月14日には、早々に自由営業禁止が

*¹ 大阪大学医学部環境医学教室 Department of Environmental and Preventive Medicine, School of Medicine, Osaka University. 2-2, Yamadaoka, Suita, Osaka 565.

*² 名城大学薬学部臨床生化学教室 Department of Clinical Biochemistry, Faculty of Pharmacy, Meijo University. Tempaku-ku, Nagoya 468.

決定された²⁾。パリ以外の地方では、長い間、自由営業状態が認められ混乱も多かった。病院の薬局については、1791年5月2日の法令によって、内部使用の他に、各地方の行政当局の許可が得られれば、市中薬局同様に、外部の一般の人々に薬を売ることが自由となった。薬剤師資格については、臨床薬学教育の場が1802年に用意され、1814～1817年の頃、コンクールという統一試験が行われるまで、特別に問われることはなかった。医師免許も、1792年から1803年まで廃止された。1796年以後の総裁政府は、病院の中での看護や薬の業務を行う場に、修道士(女)達が増加することを再び認可した。(参考資料 p.76)。ユートピアの幻想にかられて医業、薬業を自由にまかせ、病院の廃止に手を着けはじめたことに逆行するように、より強力な病院構造の再編成と職員の増強が進んだ。「病院を廃止しようとしていた革命が、病院を強化し、医学の中核とした」と、アッカークネヒトは、書いている。

2. 医療・薬事の中央集権化

フランス革命運動の中で、宗教的又は非宗教的施療院が国有または公的財産化され、病院施設の改組が行われたことを、フランス医療の中央集権化の起源としてみる見方が長い間一般的であったが、ミッシュル・フーコーは、旧体制下の1778年に創立された王立医学協会(Société royale de médecine)に、中央集権的医療の起源を見出している³⁾。王立医学協会は、国王特許状をもとに文学・芸術・科学の振興をめざしたアカデミーの1つで、もはや時代遅れになった医科大学に対抗して、急進勢力を結集して焦眉の課題である伝染病に対する有効な対策をたてる為に設立された。王立医学協会の任務は、人間や家畜の流行病の情報を国家的な規模で収集し、症状を記述すること、効果のあった治療法を記述し、諸経験を組織化すること、また、国家的な流行病管理と政治的施策の徹底、命令を行うことにあった³⁾。協会は大学の2倍以上の予算を王権により保障されており、当初、

疫病を管理する機関であったが、やがて新しい医学知識の中央化の拠点となり、医療活動全体を観察・記録し、評価し、更に病気の原因を探究して、有効な対策をたてる機関となった。フランス革命後は、協会の会員達は(例えば、ヴィック・ダジュール、トゥーレ、フロクロア、ジャンボンなど)、ますます多くの改革案を提案する立場を確保してゆくこととなる。フーコーは、革命の初期には、国民議会(Assemblée nationale)の財務委員会が、協会の規約を正当化することによって、『協会は、もはや集団的病理現象の研究に献身する医師を集めるだけでなく、病理現象に対する集団的意識の公的機関となった。この意識は経験の地平においても、知識の知平においても発揮され、国家的空間においても、世界的形態においても発揮されるのである。』と記している³⁾。18世紀末から19世紀にかけて誕生した近代医学は、パリの王立医学協会を起点として、コスモポリタン医療^{4,5)}として全世界に拡大され、協会の意識は現在をも支配しているといえる。

革命が始まると、情報収集は、各県に委員会を作り、地誌の研究(地方の状況、土地、水、空気、社会、住民の気質)、気象的観察(気温、気圧、風の吹きかた)、流行病や風土病の分析、異常な症例の観察記述などを中央に集めるというより大規模な構想が出された。同時に、病院内での観察・記述の情報が集められる為に、臨床医学的教育の国家的プロジェクトが開かれた。それは、個々の病人を、独自性や個性において把握するのではなく、集団的に把握する知覚の為にたえず新しい自由なまなざしでとらえた情報を収集する必要があったのである。この作業によって、まったく新しい疾患の原因論や諸体系が示されて来ることになったといわれている。その上に、新しく獲得された集団的知覚は、流行病時に行うべき医療を指示し、生活を管理し、衛生のあらゆる分野において広大な警察権を持つことにもなった。1792年8月18日すべての大学は閉鎖され、1791年3月2日の政令で、国民議会によって、古い同業組合ヨルボランオンは解散させら

れ、当然、1777年の国王宣言によって作られた薬局連合会^{コレージュ・ド・ファーマシー}もこの措置の対象となった。立法議会 (Assemblée législative) は、宗教団体及び世俗団体の解散を宣言し、施療院のほとんどは、財産権を国家や地方に移管して、再編成する為に「病院と福祉扶助施設」の分割に従うことが決定された。イデオログ (観念論者) のカバニス^{カバニス}は、医師や医療従事者は、この分割された場所へ分類すべき人々を、よりわけるといふ役割をはたすべきことを主張した。国家化された医療システムの中では、「権力者や金持の生命が、弱者や貧者の生命より尊いわけではない」ことを判断し、さしのべるべき医療や援助を配分し、公益にとって有害な人物を匡正する医療的、道徳的監督官の権力が、国家が新しく育成した医師に集中することとなり、医師は、革命後「一種の聖職者となる」⁶⁾ことが計画された。医療者は、健康な人間と健全な社会に対する知識をもつものと規定され、「健全な社会を建設すれば、病というものは一切なくなるだろう。」、「革命が成功すれば病院もなくなるだろう。」という神話が形成されたといわれる。近代医学そのものが中央集権的であり、政治的であるともいえ、健康的な社会を作る為の社会工学化の政治プログラムが、この時期にスタートしたといってもよいだろう。ルネ・デュボス^{ミラーージュ}が『健康という幻想』と呼んだものの政治化のはじまり⁷⁾ともいえる。

国家公衆扶助委員会 (Commission Nationale des Secours Publics) は、薬務事業も中央に集める要望を出し、革命暦3年草月18日^{プレリアル} (1795年6月6日) に、人類救貧病院 (Grand Hospice de Humanité) (以前のオテル・デュ・パリ市民病院が革命中名称を変えたもの) に、総合薬剤センターが創設された。後に、革命暦5年霧月^{ブリュメール} 22日 (1796年11月12日) には、ヌーヴ・ノートルダム通りに移り、独立した建物としてパリ病院中央薬剤センター (Pharmacie Centrale des Hopitaux) (P. C. H.) として開設された。中央薬剤センターの任務は、病院 (Hôpital) や扶助・養育・福祉施療院の為に、薬を製造し、配布することで

あった。中央集権的施策は、総裁政府と執政政府の間も続けられた。さらに、病院総務委員会 (Conseil Général des Hospices de Paris) が、革命暦9年風月5日 (1801年2月24日) に、創設され、1800年から1804年まで、ナポレオンの内務大臣を勤めたアントワンス・クロード・シャプタルが、病院の再編成に着手した。革命期には、すべての施設に施療院の用語しか用いなかったが、病院を病人の入るものとし、養護福祉施設 (hospices) は、老人、身体障害者、不治の病人を受け入れるものとして分割し、病人の種類によって病院も分類した。パリには、10の病院と8ヶ所の養護施設と産院が再配置されることになった。この分類によってオテル・デュ病院は改築され、パリ病院中央入院事務局 (1802年) が選別した入院患者は、病院詰め医 (アンテルネ) や学生の臨床教育の場に供されることになった。1849年1月10日の法律では、更に病院管理機関として、パリ市福祉事業中央管理事務所 (Administration Générale de l'Assistance Publique à Paris) が設立され、現在もパリ市のほとんどすべての病院と福祉施設、衛生施設を管理すると共に、幼稚園、孤児院から、母子相談、家計相談までに及ぶ任務をになう中枢機関として機能している。

参考文献

- 1) Ivan Illich (金子嗣郎訳): 脱病院化社会, 晶文社, 東京, p. 124 (1979).
- 2) ルネ・ファールブル, ジョルジョ・デイルマン (奥田 潤, 奥田陸子訳): 薬学の歴史, 白水社, 東京 (1973).
- 3) Michel Foucault (神谷美恵子訳): 臨床医学の誕生, みすず書房, 東京, p. 50 (1969).
- 4) M. M. Lock: East Asian Medicine in Urban Japan, University of California Press, Berkeley (1980).
- 5) Minori Tatsuno and Tsuneji Nagai: International Pharmaceutical Services, "Japan," Pharmaceutical Products Press, New York, p. 305 (1992).
- 6) 柄谷行人: 日本近代文学の起源, 講談社, 東京, p. 135 (1980).

LEGISLATION CHARITABLE An X (1802)

28 ventôse - Envoi d'une instruction de l'école de médecine de Paris qui fixe l'étendue des fonctions qui peuvent être confiées aux soeurs de la charité, au sujet de l'exercice de la pharmacie.

Le Ministre de l'Intérieur (M. CHAPTAL) aux Préfets.

Des difficultés se sont élevées entre quelques administrateurs d'hospices et les filles de charité attachées à ces établissements, au sujet de l'exercice de la pharmacie. Comme cet objet intéresse essentiellement la santé et la vie, j'ai cru devoir consulter l'école de médecine de Paris, qui vient de me présenter, en conséquence, un projet d'instruction dans lequel elle fixe l'étendue des fonctions des soeurs de charité, et détermine d'une manière précise les médicaments dont la préparation peut leur être confiée sans danger. Je vous adresse ci-joints deux exemplaires de cette instruction, que j'ai approuvée. Je vous invite à en donner connaissance aux commissions administratives des hospices et aux bureaux de secours à domicile, et à prendre les mesures nécessaires pour en assurer l'exécution.

*Extrait des registres des délibérations
de l'École de Médecine de Paris*

Séance du 9 pluviôse.

Parmi les établissements utiles qui ont été supprimés à une certaine époque de la révolution, on a toujours regretté ceux des soeurs de la charité ; aussi le public a-t-il applaudi au parti que le ministre a pris de réintégrer ces soeurs dans les différents hospices où autrefois elles prodiguaient, avec tant de zèle et de courage, leurs soins aux pauvres malades qui leur étaient confiés.

Rappelées aujourd'hui à leurs anciennes fonctions, les soeurs de la charité voudraient s'arroger le droit de préparer les médicaments. Leurs prétentions à cet égard sont déjà même poussées si loin, que des officiers de santé, justement alarmés, ont cru devoir adresser des réclamations au ministre de l'Intérieur, et lui représenter les inconvénients auxquels on donnerait lieu, si l'on mettait au nombre des attributions du service que ces soeurs ont à faire, l'exercice de la pharmacie, qui suppose toujours des études préliminaires.

Avant de prononcer, le ministre s'est adressé à l'école pour qu'elle lui donnât son avis ; et, par une lettre en date du 9 prairial dernier (29 mai 1801), il l'invite à rédiger une instruction dans laquelle l'étendue des fonctions des hospitalières, relativement à la préparation des médicaments, soit fixée de manière à concilier l'économie avec l'intérêt des pauvres.

La commission que vous avez nommée pour s'occuper de cette affaire, ne s'est pas dissimulé que les réclamations des officiers de santé étaient fondées ; mais, en même temps, elle a pensé qu'on ne devrait pas y faire droit d'une manière trop générale, et qu'enfin il était possible d'adopter une mesure qui, sans nuire aux intérêts des pauvres, pût aussi, suivant l'intention du ministre, se concilier avec l'économie.

En effet, malgré qu'il soit bien certain que la préparation de beaucoup de médicaments exige des connaissances qui ne se rencontrent que dans ceux qui ont appris la pharmacie, cependant il est reconnu aussi qu'il y en a à quelques-uns dont la préparation est si simple et si facile, qu'elle peut être confiée à des personnes qui n'auraient pas étudié cette partie de l'art de guérir.

Ainsi, par exemple, une médecine, une tisane, une infusion, une injection, une fomentation, un cataplasme, peuvent être aisément et convenablement préparés, même par celui qui n'a pas les premières notions de la pharmacie, pourvu toutefois que les formules qu'il doit suivre soient clairement exprimées.

Mais il n'en est pas de même des remèdes qui exigent des manipulations compliquées : telles sont, entre autres, les sirops composés, les électuaires, les extraits, les sels, les liqueurs distillées, et généralement toutes les préparations officielles.

Ces médicaments ont paru à votre commission ne pas devoir être abandonnés, qu'au à leur préparation, aux soeurs de la charité.

Comment, en effet, pourraient-elles s'en charger, lorsqu'on peut raisonnablement supposer que, non-seulement elles ne connaissent pas toujours la bonne ou mauvaise qualité des substances qui entrent dans la composition de ces médicaments, mais que même elles ignorent encore les précautions qu'il faut prendre pour que telle combinaison qu'il s'agit d'effectuer donne le résultat qu'on

désire obtenir, et qu'enfin elles manquent de cet usage et de cette habitude qui appartiennent essentiellement au pharmacien exercé, et qui lui servent toujours à juger si son médicament réunit toute la perfection qu'il est rigoureusement obligé de lui donner ?

C'est d'après ces considérations que votre commission vous propose le projet de règlement suivant, qui, si vous l'adoptez, pourrait être envoyé au ministre, en réponse à la lettre qu'il a écrite à l'école :

1. Dans les hospices particuliers dont la direction serait confiée aux soeurs de la charité, ses soeurs seront chargées d'administrer les médicaments prescrits par les officiers de santé, en se conformant exactement aux précautions qui leur seront indiquées par ces derniers.

2. Elles seront autorisées à préparer elles-mêmes les tisanes, les potions huileuses, les potions simples, les loochs simples, les cataplasmes, les fomentations, les médecines et autres médicaments magistraux semblables, dont la préparation est si simple qu'elle n'exige pas de connaissances pharmaceutiques bien étendues.

3. Il leur sera interdit de s'occuper des médicaments officinaux, tels que les sirops composés, les pilules, les électuaires, les sels, les emplâtres, les extraits, les liqueurs alcooliques, et généralement tous ceux dont la bonne préparation est subordonnée à l'emploi de manipulations compliquées.

4. Les médicaments officinaux dont le besoin aura été constaté par les officiers de santé attachés aux hospices, seront procurés aux soeurs de la charité par l'administration, laquelle fera faire cette fourniture par un pharmacien légalement reçu.

5. Il en sera de même pour les drogues simples, que l'administration leur fera fournir par un droguiste connu, dont la capacité soit constatée.

6. Les officiers de santé attachés aux hospices veilleront à ce que local destiné à l'établissement de la pharmacie confiée aux soeurs soit situé de manière que les médicaments qu'elles seront obligées de garder ne soient pas altérés par l'humidité, la lumière, la chaleur et le froid.

7. Indépendamment de la surveillance habituelle des officiers de santé des hospices, il sera fait, de temps à autre, des visites dans les pharmacies des soeurs de charité, pour s'assurer si les drogues, tant simples que composées, qu'elles auront à leur disposition, sont de bonne qualité.

Ces visites seront confiées à des officiers de santé désignés à cet effet, et le procès-verbal de chaque visite sera envoyé à l'administration qui en devra connaître.

8. Les médicaments que les soeurs de charité conserveront dans leur pharmacie ne devant être destinés que pour les malades des hospices, il leur sera expressément défendu d'en vendre au public, à moins d'une autorisation de l'administration.

9. Elles seront tenues d'inscrire sur un registre les fournitures qui leur seront faites, tant des drogues simples que des drogues composées. Sur un autre registre, elles feront mention de l'emploi de ces mêmes drogues, emploi qui ne pourra être fait que d'après les prescriptions des officiers de santé attachés aux hospices.

10. Toutes les dispositions comprises dans les précédents articles ne pourront avoir lieu que dans les hospices où il n'y aurait point de pharmaciens salariés. Dans le cas contraire, les soeurs de charité ne pourront, en aucune manière s'occuper de la préparation des médicaments, les pharmaciens seuls en seront chargés, sauf à eux à se conformer aux règlements particuliers qui seront jugés nécessaires pour assurer le service des hospices auxquels ces pharmaciens seront attachés.

11. Enfin, ces mêmes dispositions seront appliquées aux établissements de secours à domicile.

L'école, dans sa dernière séance, ayant entendu la lecture du présent rapport, en a adopté le contenu, et arrêté que copie en serait adressée au ministre de l'intérieur.

Pour copie conforme :
Signé : THOURET

福祉事業法
革命暦10年(1802年)

風月28日：薬局業務に関し、修道女に委ね得る
職務範囲を定めたパリ医学校指示書の発送

内務大臣(シャプタル氏)より各県知事宛て

一部の施療院の管理者とこれら施設に配属されている修道女の間で、薬局業務に関する対立が発生した。これは特に健康と生命に関わる問題であり、パリ医学校に諮問する必要があると考えられた。これに基づき、同校より私の手元に最近届いた指示書案には、修道女の職務範囲が定められ、また、危険を伴うことなく修道女に調合を任せることのできる医薬が厳密に定義されている。ここに、私が承認した指示書2部を同封する。この内容を、施療院管理委員会並びに在宅介護事務所に連絡し、実施に当たって必要な措置を取られるようお願いする。

パリ医学校議事録抜粋

雨月9日の会議

革命期のある時点で廃止された公益施設の中でも、愛徳修道女会運営の施設は特に惜しまれるものである。従って、かつて修道女たちが、手元に委ねられた経済的に恵まれない患者たちを多大の熱意と勇気をもって看護していた各地の施療院に、彼女たちを再配属すると言う大臣の英断は、賞賛をもって一般に迎えられた。

従来職務に呼び戻された修道女たちは、不当にも、医薬品調合に関する権利を主張している。彼女たちの主張は既に退けられたとは言え、事態を憂慮した医師たちは、内務大臣に申入れを行い、修道女たちの担当職務のひとつとして、事前の教育が不可欠な薬局業務を加えた場合、どの様な不都合が生じるかを明らかにする必要があると考えた。

判断を下すに先立ち、大臣は、当校に答申を依頼された。また、去る草月9日(1801年5月29日)付けの書面において、大臣は、経済性と貧窮者の利益の両立を考慮して、医薬品の調合に関する修道女の職務範囲を定めるべく、指示書の作成を当校に依頼された。

この件を担当するために貴兄が任命された委員会は、医師の主張の根拠を疑うものではない。これと同時に、委員会としては、この主張の正当性を一般化し過ぎてはならないと考えてもおり、また、貧窮者の利益を損なうことなく、大臣の意向に添って、経済性との両立を図ることのできる措置を実現できるものと考えている。

確かに、多くの医薬品の調合には、薬学を習得した者にしか備わっていない知識が必要とされるが、中には調合が単純容易なものもあり、医療技術に関わるこうした専門的知識のない人間にこれを任せるとも良いとも考えられる。

例えば、内服薬、煎じ薬、浸剤、浣腸液、湿布、パップ剤などは、薬学の基礎的知識のない人間であっても、明確な処方指示がありさえすれば、簡単かつ適切に用意することができる。

但し、複雑な操作を必要とする治療薬はこの限りではない。例えば、調合シロップ、舐剤、エキス、塩類下剤、アルコール含有製剤などの他、局方製剤全般がこれに相当する。

委員会の見解では、これらの医薬品の調合を修道女たちに任せることはできない。

事実、修道女たちはこうした医薬の調合に用いられる原料の品質の良し悪しを必ずしも認識していないだけでなく、調合により所定の結果を得る上で必要な諸注意を熟知しておらず、さらに、調合薬の完成度を厳密に判断する上で本職の薬剤師に欠かすことのできない経験や習性を備えていないことを考えた場合、修道女たちがこうした職務を担当できると言えるだろうか？

以上の考察に基づき、委員会としては、以下の規則を提案するが、これを採択された場合は、当校に宛てられた大臣の書面に対する返事として、これを送付して良いものと考えられる。

1. 修道女に運営が委託されている施療院においては、医師が与えた諸注意を厳密に守る限り、修道女は医師が処方した医薬の投与を行うことができるものとする。

2. 修道女たちは、煎じ薬、油剤、水剤、シロップ状乳剤、パップ剤、湿布、内服薬やこれに類する特殊製剤など、調合が簡単で薬学上の深い知識を必要としないものに関しては、その調合を行うことを許されるものとする。
3. 調合シロップ、錠剤、砥剤、塩類下剤、膏薬、エキス、アルコール含有製剤などの局方製剤の他、調合に当たって複雑な操作を必要とする医薬品一般を担当することは、修道女には禁止されるものとする。
4. 施療院配属医師が必要と判断した局方製剤は、事務局を通して、修道女に供給されるものとし、これに当たって事務局は、公認の薬剤師より調達を行うものとする。
5. 事務局が名の知れた薬問屋から調達する生薬に関しても上と同様とする。
6. 施療院配属医師は、在庫医薬品が湿気、光線、高温や低温により変質することのないよう、修道女担当の調剤施設の立地に注意しなければならない。
7. 施療院配属医師による通常の監視とは別に、修道女が用いる生薬や調合剤の品質を確認するため、修道女が担当する薬局の視察が適宜行われるものとする。
こうした視察は、特に任命された医師に委託されるものとし、視察報告書はその都度、事務局に提出されるものとする。
8. 修道女たちがその薬局に保管する医薬品は、施療院の患者に限って提供されるものとし、事務局の許可がない限り、これを一般に販売することは固く禁止される。
9. 修道女たちは、生薬、調合剤の別を問わず、仕入れ品の記帳を行うものとする。またこれとは別の帳簿に、薬剤の用途を記入しなければならないが、この用途は、施療院配属医師の処方に従ったものでなければならない。
10. 上述の各項の規定は、薬剤師として採用されている者が1名もいない施療院に限って認められるものとする。これ以外の場合、修道女は、医薬品の調合を一切行ってはならず、唯一薬剤師のみがこれを担当するものとする。但し、配属先施療院の活動上必要と考えられる特別規則がある場合は、薬剤師はこれに従うものとする。
11. 尚、以上と同様の措置は、在宅介護施設に関しても適用される。

当医学校は、その最終会議において、本報告書の内容を聞き、その文面を採択し、内務大臣にその写しを提出することを取り決めた。

原本に相違なきことを証明する。

署名：トゥーレ

An XI (1803)

7 floréal - Circulaire qui envoie un exemplaire de la pharmacopée à l'usage des établissements de bienfaisance.

Le Ministre de l'Intérieur (M. CHAPTAL) aux Préfets.

Je vous adresse un exemplaire de la pharmacopée que le conseil général d'administration des hospices civils de Paris et des secours à domicile a fait rédiger par sa section de santé, et que l'école de médecine de la même ville a revêtu de son assentiment. Il m'a paru qu'il serait utile d'en appliquer les principes aux infirmeries des prisons et des dépôts de mendicité ; en conséquence, j'ai ordonné qu'il y fût inséré la liste des médicaments simples et composés propres à leur usage : ils sont peu nombreux, mais tellement choisis qu'ils peuvent suffire au traitement de tous les genres de maladies connus. L'expérience a suffisamment démontré que la multiplicité des drogues prescrites ne sert qu'à entraver le service de la pharmacie, à embarrasser la pratique du médecin et à fatiguer les organes du malade.

Je vous invite à prendre des mesures pour que le service de santé des établissements de bienfaisance de votre département soit désormais réglé d'après cette pharmacopée.

Je profiterai de cette circonstance pour fixer votre attention sur les avantages et les économies qui pourraient résulter de l'établissement d'une seule et même pharmacie pour les différents

hospices qui existent dans la même ville : c'est ainsi qu'à Paris une pharmacie centrale, sous la direction de la commission administrative et l'inspection des gens de l'art, alimentaire, à un prix moins onéreux, tous les hospices, les bureaux de bienfaisance et les infirmeries des prisons, des drogues et médicaments qui leur sont nécessaires.

Je désire que cette mesure puisse, par vos soins, être exécutée dans les villes où il y a plusieurs établissements de bienfaisance.

Je ne doute pas que, dans l'un des hôpitaux, on ne trouve facilement un emplacement convenable : cette institution, d'ailleurs, donnerait, par une plus grande étendue de travail, les moyens d'employer ceux des enfants admis dans les hospices, qui seraient doués de quelques heureuses dispositions.

Les pharmacies des autres hospices ne seraient plus alors que des lieux de dépôt, et il ne s'y ferait plus aucune autre préparation que celles dites magistrales, comme tisanes, aposèmes, potions purgatives et autres, ordonnées sur-le-champ, le tout ainsi qu'il est prescrit à l'égard des fonctions des filles de charité, par l'instruction que je vous ai transmise le 28 ventôse an X (19 mars 1802).

革命暦11年（1803年）

花月7日：福祉施設用薬局方1部の送付に関する通達

内務大臣（シャプタル氏）より各県知事宛て

パリ市民病院及び在宅看護事務所の理事会が、その医療部に作成させ、パリ医学校の承認を受けた薬局方1部をお送りする。この薬局方の規定は、刑務所や浮浪者收容施設に付属の診療所に適用する必要があると考えられる。従って、これら診療所の用途に適した生薬や調合薬の一覧表の添付も命じてある。数に限りがあるとは言え、これら医薬品は既知の各種疾病の治療に足るよう選ばれている。経験からも明らかな通り、処方薬が多種多様に及ぶことは、薬局業務を煩雑にし、医師の仕事を妨げ、患者の臓器を疲れさせるに過ぎない。

県内の福祉施設付属医療部門が、今後、この薬局方を遵守するよう、必要な措置をお願いする。

尚この機会に、同一市内に存在する複数の施療院向けに共通の薬局を開設する利点と経済性に関し、ご留意願いたい。例えば、パリでは管理委員会並びに専門家の監督のもとに、中央薬剤センターが、病院、福祉施設、刑務所付属診療所に、必要な薬剤や医薬品を通常より安い価格で提供している。

これと同じ措置が、複数の福祉施設を有する各都市において実施されるよう、協力をお願いする。

既存の病院内に、適切な場所を見つけるのは容易ではないことは承知しているが、この施設は、業務規模の拡大に伴い、施療院に收容中で、適切な能力を備えた子供たちの力を借りる機会を提供するものでもある。

この場合、その他の施療院の薬局は単に保管場所となり、修道女の職務に関し、革命暦10年風月28日（1802年3月19日）付けて送付した指示書に定められた通り、浸剤、煎剤、下剤を始めとし、その場で処方されるいわゆる特殊製剤しか調合されないことになる。

Summary

Paradoxically the medical reformation at the French Revolution is based on two concept; one was the free medical and pharmaceutical practices without professional licence and another was the nationalistic centralization. The newborn nationalistically centralized institution was applied simultaneously in the field of politics

and modern medicine. The physicians of "Société Royale de Médecine" got started to investigate the epidemic diseases all around the whole country in France at 1778. After the French Revolution, it developed soon into a larger public organization that represented the knowledge of medicine and the collegiate mind of Société shared among the practitioners.

終戦前昭和期、大阪帝国大学病院薬剤部で 始まった男女雇用均等*1

中室嘉祐*2

The Equal Employment Opportunity That Began at the Pharmacy Division of the Osaka Imperial University Hospital from the Pre-War Era of Showa*1

Kasuke NAKAMURO*2

(1993年9月14日受理)

1. はじめに

昭和20年終戦と同時に、GHQは日本の官憲を解体し、米国の如き自由平等の国家の建設に努力した。即ち終戦後直ちに男女平等(選挙権、共学等)を命じ、あるいは空爆により焼土と化した日本に駐留する米軍人の健康のためにも、公衆衛生・医学・薬学の発展にも努めた。男女平等はGHQが解散して、平和日本となって久くして、昭和61年「男女雇用機会均等法」が法律化され、日本で真の男女平等が始まった。しかるに終戦前の戦争の最中、男女差が甚しく、公道で女子は男子の後を2歩遅れて歩いていた時代に、他に先がけて大阪帝国大学病院薬剤部では、医療業務を完遂するために同大学医学部長・病院長、其他の方々の協力により、男女雇用均等が始められた。

2. 戦争体制による物的人的資源の急減

旧満州に駐屯する日本の関東軍の謀略により、昭和6年9月18日柳条湖¹⁾附近の鉄道路線が爆破され、満州事変が始まり、昭和7年3月「満州国」が建国され、日中事変、大東

亜戦争へ、昭和15年戦争²⁾へと拡大した。開戦当時は、軍及び政府は国民に対し繰返し、『日本は周囲を海に囲まれているから魚は豊富で、台湾・朝鮮には日本米が豊作だから、食糧は永久に心配ない』と宣伝したが、戦線が拡大すると男子は召集され次々と大陸へ送られ、内地の労働力は急減し、食糧・衣料も切符制・配給制となった。木綿・羊毛は強制的にスフの混紡となり、馬・自動車・国鉄の貨車は大陸での輸送用として、漁船は上陸用舟艇として徴発された。牛は次々と広島等の軍の糧秣廠へ集められ、生皮は軍靴等に、肉は牛缶として戦場へ向けられ、僅かに生の牛頭と内臓だけが民間に払下げられた。米の配給が制限されると、日本中の中・小の道路の両側に畑が作られ、代用食用に芋・南瓜が耕作され終には首相官邸前・国会前広場³⁾全面が芋畑となった。

兵器製造のため、鉄・銅・黄銅・アルミ・金・白金・ダイヤモンド等の供出が命ぜられ、生駒山等のケーブル⁴⁾のレールや国鉄・私鉄の地方の複線は単線となり⁵⁾、片側のレールが供出され、日本各地の銅像を始め東京帝大構内の先哲の胸像・阪大病院前の福沢諭吉生

*1 本内容の一部は日本薬学会第107年会薬史学部会で発表した。

*2 奈良佐保女学院短期大学 Narasaho Women's College. Rokuyaoncho, Nara, 630.

誕記念碑、国宝でない鐘、家庭の火鉢・鍋・釜まで供出が始まり、代用品が考案され、陶製の釜、木製のバケツ・弁当箱等々の代用品時代となった。

日本が海上封鎖され砂糖が台湾から移入されなくなり、主婦の間から厭戦気分が高まってきた。代用品としてのサッカリン⁶⁾を1億国民へ配給するにはとても合成が困難であり、ヅルチンは劇薬であるため（劇薬は少量で人の生命に危害を加え、毒薬は微量で人の生命を奪う恐れのあるものとされていて、医師・薬剤師等以外の取扱いが禁じられているため）厚生大臣と陸軍大臣が協議して突然「ヅルチンヲ今後普通薬扱トスル 厚生省」の省令が出され、隣組を通じてヅルチンが家庭配給された。内地は戦局の激しさと共に、全く代用品時代となった（戦後ヅルチンは直ちに劇薬扱となり、その後発癌性のため製造禁止となった）。

3. 大阪帝大病院における医薬品の窮乏

開戦と共に輸入医薬品が途絶し病院薬剤部が編集した「輸入医薬品・同効・国産医薬品対照表」の小冊子を病院内全医員に配布した。医薬品の製造・配給統制が軍の指導で行われ、まず戦争遂行に必要量が陸・海軍の衛生材料廠へ納入され、残りが順次官・公・民の医療機関に配給された。官立の大阪帝大病院への配給も戦局と共に品目・数量共に急減してきた。まず医薬品の節約にと、戦前からデギタリス葉・遠志根・ウワウルン葉等12種の生薬が浸煎剤⁷⁾として毎日予製されていたが生薬細刻機 Wiley laboratory mill⁸⁾で更に細刻するとウワウルン葉煎は主成分アルブチンの浸出量が4倍強多くなったので1日常用量10gを改めて2.5gを煎出100ccとした。その他の生薬は細刻しても浸出成分に著しい効果は無かった。また帝人三原工場からの依頼で、人絹廃液を酸で中和してβセルロースを得て、水に不溶性の乳糖代用賦形剤として利用した。5%ブドウ糖注射液⁷⁾が品切れて、金沢医科大学病院（塚本長太郎薬局長）へ出張して教えを乞い、大フラスコにグラニュー糖を入れ

塩酸で分解して「5%転化糖注射液」を製造し終戦まで不足時に代用した。病院への石炭の配給減から蒸留水が不足し、陸軍第4師団石井部隊に依頼して浄水自働車を病院前の大川（旧淀川）岸に横付けて作った注射液は発熱性物質のため患者が悪寒を起し失敗した。また第2外科武田義章助教授（後教授）より手術用縫合糸の製造を依頼され、広島陸軍糧秣廠と共同で試作を重ねたが無菌の製品は終戦まで成功しなかった。

戦局が激しくなると医薬品は益々欠乏した。大阪帝大病院へ毎日多数の入院・外来患者がある限り、薬剤部は何らかの薬剤を投与せねばならず、終に道修町の生薬問屋へお願いして、局方外であるため倉庫に眠っている中国産・南方産生薬のうち当時の本草書・漢方書に薬効が明記されているもの、60kgや80kgの大麻袋入を購入し新館8階の戦時倉庫の25kgの重曹⁹⁾の純白の袋の隣に納めた。戦局の激しさと共に医薬品が品切れれば Wiley laboratory mill⁸⁾でカットして浸煎剤として投薬する予定であった（投薬瓶は市内北区に製瓶街工場が数多くあった）。

4. 女子薬剤師の起用

戦場が拡大するにつれ、内地の職場から男子の召集が激しくなり、国は5つの職場で（国鉄など改札業は女子に限るなど）男子を女子に改めたが、各職場で召集による男子の急減で運営困難な状況となった。

大阪帝国大学医学部病院でも、医師の召集は特に甚しく、例えば第1内科吉田常雄助教授は召集されて最下級の兵卒として浜松連隊に入営され、医師であるため同連隊医務室勤務となったが、医薬品が窮乏して将兵の治療に困難をきたし、母校である大阪帝国大学病院薬剤部まで出張されて、当座の応急医薬品の分譲を受けて帰隊された。（戦後、教授に、さらに病院長に選任されると、大正時代建築の古い堂島の阪大病院の総改築を文部省に働きかけ、新8階館を除く全病棟・本館が改築された。定年後は関西に国立循環器病センターの新設が必要と厚生省を動かし、その

初代総長になられた。戦争は日本の名医を一兵卒として召集していた。)

大阪帝国大学病院薬剤部でも召集を受けた者が多く運営に困難を来した。他の帝国大学病院の状況を伺うと、多くは事務員や看護婦を特派してもらって、どうか調剤・製剤の業務を遂行されていた。また東北帝国大学病院では人手を省くため薬局製剤はなるべく機械化し、毎日多く処方される浸煎剤は対応する流エキスを投薬し、そのため製剤室に天井まで達する巨大なパーコレーター2基を備付け、流エキスを自製した。処方箋調剤には、東北帝国大学病院(戦時)職員規則¹⁰⁾を制定し、調剤員(定員20名)が新設され、仙台の名門校県立第一高等女学校卒業生(非薬剤師)を調剤員に任命し、調剤室にはU字型大調剤台4台を新設し、医師の発行する処方箋の用語(ドイツ語・ラテン語)医薬品の性状調剤法等を特訓して医師の処方箋を調剤させていた(医師法・薬剤師法抵触)。

大阪帝国大学病院薬剤部では原則として、男子の薬剤師が調剤・製剤の業務を遂行することになっていた(例えば、昭和3年3月、本学の元々眼科学教授水尾源太郎の姪、水尾千賀子が帝国女子薬専を卒業し、本院採用を希望したが許可されず、特に1ヶ月間の見学が許可された)。大阪帝大病院の前身である大阪府立病院が明治6年2月15日開院したが、その病院規則¹¹⁾に「医師の発行した入院・外来処方箋を司薬生(薬剤師)自ら調剤する、如何に慣れた薬局の召使といえどもこれに調剤・製剤を行わせる事厳禁」の規則があり、以来半世紀も続いたこの制度を壊したくないのと、大阪帝大病院は昭和6年帝国大学に移管以来、その病院収入は東京帝大病院を始め全国の帝大病院(東京・京都・九州・北海道・東北・名古屋・京城・台北の各帝大病院)を遙かに抜いて、全国で最高であり、日本一忙しい病院であったので、男子薬剤師採用の原則を改め、女子薬剤師を採用して、薬剤師のみで完全な調剤・製剤の薬剤業務を行うために、佐谷有吉病院長に女子薬剤師採用の了解を求めた。『男子・女子とも初任給・

昇給・任官は全く同一である事、業務の内容、調剤・製剤・宿直等々も全く同一にする事で、来春3月卒業の女子薬剤師採用の了解を得た。昭和14年9月の事である』早速、神戸女子薬学専門学校(瀬戸文雄校長、金子太郎副校長の特別の協力があつた)、帝国女子薬学専門学校(野崎仙太郎校長、岡崎二郎教務部長の特別の協力を得て)両校から極めて優秀な卒業予定者十数名宛の推薦があり、昭和15年2月卒業試験終了の翌日から、阪大病院薬剤部への通勤が始まった。阪大病院には医学書や薬学書に無い特別の約束処方や製剤法・調剤法^{12, 13)}

阪大式秤取法：調剤台上の薬品棚の装置瓶の薬品名を確認し、左手掌を上向けて3・4指間で装置瓶首を取り、同時に左1・2指で瓶栓を開きつつ天秤に近づけ、右手の匙で秤取る。秤取が終ると左1・2指で栓をしながら薬品棚に戻し、薬名を確認する。尚薬品棚上の装置瓶(カザリ瓶)は、調剤台上に置かないで、左手のみですべて空中で瓶栓を開閉して秤量するため、小型化し、瓶を持つ瓶首と、瓶栓の傘部は指の曲線に合せた)(面とし、瓶と栓の接合面は垂直でなく、水平接合とした。当時の世良好太薬局長と中室により多年に亘り試作改良を重ねて阪大式装置瓶となり全国で使用された。

があつて、阪大の広大な調剤室と患者待合室との間には約40面の大きい透明ガラス窓で仕切られた Open system で、性急な大阪人は顔を硝子に着けて、調剤の手技を見つめる中で調剤技術の教育が行われた。1週間ごとにそのテストが行われた。学校からの各学生の成績書、阪大での実際教育のテスト、出勤状況(遅刻・欠席・勤怠等)を総合して、有給採用の順序表が毎週改められた。3月15日の帝薬、17日の神薬の卒業式は阪大病院から出張する形で行われ、翌日「各自の卒業証書の写しと厚生大臣宛薬剤師免許下附願等が一括され、大阪帝国大学佐谷有吉病院長の公文書

(この者達に至急に薬剤師免許状下附されたい、召集者多く、欠員で、病院業務に困難を来しているからの依頼文)」が厚生省薬務局長宛公用文書で発送された(毎年3月卒業者の薬剤師免許証は例年6月以後の日付で下附されていた)。昭和15年3月31日、厚生省薬務局長より大阪帝国大学佐谷有吉病院長宛極めて長文の官報電報¹⁴⁾が到着し、直ちに薬剤部に回付された。「官報電報にはカタカナで氏名、登録番号が漢数字で、全申請者が3月31日付、薬剤師名簿に登録した旨」の薬務局長の官報電報(当時の官報電報は正確を期すため全く同文の2通の電報が重ねて送達された)により前記採用予定順位表に従い有給調剤員・無給調剤員の発令を大学事務当局に申請して「氏名調剤員ヲ命ス 給月俸金四拾円 薬局勤務ヲ命ス 昭和十五年三月三十一日 大阪帝国大学」と若干名には「但 無給トス¹⁵⁾」の辞令書が下附された。有給者には4月20日に最初の1ヶ月分の給料が支給され、別に卒業式の翌日から3月31日迄の月給の日給計算分の1袋が附いていた。大学当局は卒業式の日を以て薬剤師資格発生の日と認定されて支給されたのであろう。有給・無給調剤員は辞令受領の日から全く平等に、各人の印鑑を箋上に捺印して本人の責任で処方箋の調剤が始まり、点眼剤や軟膏の製剤もすべて本人の責任で始まった。

昼間の薬剤業務(処方箋調剤・製剤・注射剤製造・医薬品試験・薬品管理等)は約50余名の有給・無給の薬剤員が分担遂行するが、夜間は(内科・外科等各医局はそれぞれの宿直室に数名宛の宿直医員が、又入院患者の14病棟ごとの看護婦詰所にはそれぞれ数名宛の看護婦が終夜勤務するに對し)薬剤部は正・副二人だけで1,000名の入院患者のため、広大な調剤室一隅の入院投薬コーナーで、病状変化による変方新処方箋の調剤、入院患者の屯服処方箋の調剤、血清・ワクチン等特殊注射剤を地下冷蔵庫よりの投薬があり、翌早朝には患者用牛乳が大缶で地下検査室に持込まれ脂肪%やその他の検査も行わねばならない、月数回の深夜宿直が新任の若い有給薬剤員2

人宛に当たってきた。

男子専用だった正・副宿直室に女子も2人で使用することとなると、協議の結果、新たに敷布団の上に「敷布1枚」、掛布団を包む「フトンカバー1枚」、枕を包む「枕袋1枚・これは寝衣一切の袋ともなる」の3点セットが男女全有給薬剤員数十名に支給され、各自のロッカーに保存し、宿直日に用務員の方がベッドメーカーキングして下さることになった。

純綿布が市中には、1反も無い戦時中に薬剤部で新たに女子薬剤師採用のための、入院患者用の貴重な純綿の白布をよくも提供して下さったと感心したことである。

5. 考 察

戦争は国の興亡を賭けて、戦線の将兵は生命を犠牲にしての激しい争いであり、銃後の内地では、人的・物的資源が極端に不足した異常事態が続いた。大阪帝国大学病院はその前身である大阪府立病院の開院(明治6年2月15日)当時発布の病院規則¹¹⁾に記されている「医局の医師の発行する処方箋を薬局長の管理する薬剤師が調剤する」の医薬分業を守りたいため男子の薬剤師しか採用しなかった大阪帝大病院薬剤部では男子薬剤師の不足を補うために女子薬剤師を、男子と同一の待遇条件で採用することができたのは、佐谷病院長(医学部長)の英断とその熱心な推進力、大学当局の協力、極めて優秀な女子学生を推薦下さった神戸女子薬学専門学校の金子副校長・帝国女子薬学専門学校の岡崎教務部長、さらに阪大病院長の特別な申出を実行された厚生省薬務局長、ほか多数の方々の協力を得て、大阪帝大病院薬剤部では、戦時中昭和15年4月1日、男女差別の甚しい時に、完全な薬剤業務を完遂したいの一念が、男女雇用均等を実行されたのであろう。日本ではGHQの指導でやっと男女共学等が始まり、世界では、国連が1967年「婦人差別撤廃宣言¹⁶⁾」を、さらに1979年「婦人差別撤廃条約¹⁷⁾」を採択し、日本も同条約を批准したので、国内法を整備して、1985年「男女雇用機会均等法¹⁸⁾」を施行した。

なお1987年、大阪大学医学部教授会は国立数所大学医学部中初めて、女子の医学部教授兼病院薬剤部長を選出¹⁹⁾した。

謝 辞

今は亡き元大阪帝国大学・病院長・医学部長・附属医学専門部長 佐谷有吉先生の御霊前に粗文を捧げ深甚なる感謝を表わします。

参考文献および注

- 1) 江口圭一: 十五年戦争の開幕, 小学館, 東京, p. 52 (1982).
- 2) 百瀬 孝: 昭和戦前期の日本, 吉川弘文館, 東京 (1990).
- 3) 木下順一郎: 太平洋戦争, 小学館, 東京, p. 309 (1982).
- 4) 近畿日本鉄道: 80年のあゆみ, p. 86 (1990).
- 5) 日本国有鉄道: 百年通史, p. 338 (1974).
- 6) 内務省令昭和7年第21号: 第5改正日本薬局方(解説書) (1932).
- 7) 大阪帝国大学病院: 院内約束処方, 申合 (1938).
- 8) Wiley Laboratory Mill: Remington's Practice of Pharmacy, p. 134 (1951); Bentley Text-Book of Pharmaceutics, p. 266 (1933).
- 9) 野上 寿名誉教授記念業績集: 思いで, p. 7 「…戦後…物によっては、重曹など置き場に困る程であったが、物々交換に利用して大助かりだった」と戦後記されている (1982).
- 10) 東北帝国大学: 医学部職員録, 昭和14~18 (1939~1943).
- 11) 大阪府: 大阪府立病院各局規則 (1873).
- 12) 大阪帝国大学病院: 院内約束処方, 申合 (1938).

- 13) 大阪帝国大学病院: 院内製剤録 (1935).
- 14) 厚生省薬務局長: 官報電報 (大阪帝国大学病院院長宛) (1940).
- 15) GHQ は無給講師, 無給調剤員等を禁止し適当な俸給か, 適切な授業料 (等) のいずれかを指示した.
- 16) 国連総会採択: 「婦人に対する差別撤廃宣言」 (1967).
- 17) 国連総会決議: 「婦人差別撤廃条約」 (1979).
- 18) 男女雇用機会均等法: 官報7月1日号外第81号, 条約及び批准=関スル告示 (1985).
- 19) 大阪大学医学部教授会は昭和62年2月5日, 研究業績が極めて卓越しているからと, 帝国大学系では最初的女子薬剤師の医学部教授・附属病院薬剤部長矢内原千鶴子を選出し, 文部省は5月1日付発令した.

Summary

In 1940 when sexual discrimination was prevailing in Japan because of the world war, equal sexual employment was carried out at the pharmacy division of the Osaka University through the effort of Prof. Satani (Dean), Dr. Kaneko (Assistant Superintendent of the Kobe Womens' Pharmaceutical College) and Dr. Okazaki (of the Teikoku Women's Pharmaceutical College) and was put into practice by the Ministry of Health and Welfare by the request of the Superintendent of the Osaka University Hospital. Finally, in 1985 Equal Employment Opportunity was brought into Japan by the instruction of GHQ.

日本薬史学会会員名簿

1993年12月25日現在

【会長・名誉会員・一般会員・学生会員・海外会員・賛助会員】

((評) は評議員, (幹) は幹事, (監) は監事)

	氏名	連絡先 (または住所)	電話
会 長	柴田 承二	〒171 東京都豊島区目白 4-10-2	(03) 3951-4320
名 誉 会 員	木村 雄四郎	〒180 武蔵野市吉祥寺東町 2-8-8	(0422) 22-5857
	根本 曾代子	〒413 熱海市伊豆山岸谷 289	(0557) 80-5839
	吉井 千代田	〒154 東京都世田谷区梅ヶ丘 1-28-6 アコーマンション105号	(03) 3428-5218
	宗田 一	〒615 京都市西京区桂市ノ前町 43-8	(075) 391-0974
	小山 鷹二	〒703 岡山市原尾島 4-3-11	(0862) 73-2874
	江本 龍雄	〒167 東京都杉並区善福寺 3-25-8	(03) 3399-1036
	一 般 会 員	青木 勝太郎	〒272-01 市川市塩焼 2-3-15
(幹) 青木 允夫		〒483 岐阜県羽島郡川島町 内藤記念くすり博物館	(0586) 89-2101
赤須 通範		〒168 東京都杉並区和泉 2-32-7 コーポラ 107	(03) 3322-1471
赤松 金芳		〒248 鎌倉市雪の下 1-10-18	(0467) 22-4774
赤松 正子		〒167 東京都杉並区清水 1-26-21	(03) 3395-5298
秋元 敦信		〒990 山形市荒楯町 1-13-30	(0236) 42-3863
浅野 正義		〒113 東京都文京区本郷 5-24-4 (株) 高島堂薬局	(03) 3811-1657
天野 宏		〒194 町田市小川 1262-5	(0427) 99-1721
井手 淳高		〒857-11 佐世保市黒髪町 26-3	
井上 維子		〒619-02 京都府相楽郡木津町兜台 2-2 高の原アーバン C-110	(07747) 2-9193
(評) 井上 隆夫		〒244 横浜市戸塚区平戸町 640	(045) 822-9145
井上 健夫		〒561 大阪府豊中市三和町 1-1-11 三栄源エフ・エフ・アイ (株)	(06) 333-0521
(評) 井上 哲男		〒150 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 薬学会館内 日本薬剤師会	(03) 3400-5634
伊佐 幸雄		〒611 宇治市五ヶ庄大林 25-41	(0774) 31-8274
伊沢 一男		〒329-06 栃木県河内郡上三川町 5030	(0285) 56-6356

	飯 沼 宗 和	〒502 岐阜市三田洞東 5-6-1 岐阜薬科大学	(0582) 37-3931
	飯 野 節 夫	〒157 東京都世田谷区祖師谷 1-14-20	(03) 3482-9728
(幹)	石 坂 哲 夫	〒156 東京都世田谷区桜丘 1-14-12	(03) 3429-5751
	石 田 純 郎	〒700 岡山市津島福居 1-11-10	(0862) 53-2069
	石 館 守 三	〒166 東京都杉並区高円寺南 5-23-11 ロザ・ルゴーザ 303	(03) 3318-1620
(評)	市 川 正 孝	〒852 長崎市白鳥町 10-2-401	(0958) 49-3006
	稲 山 誠 一	〒201 狛江市猪方 3-16-9	(03) 3480-0384
	稲 荷 恭 三	〒169 東京都新宿区百人町 3-1-3-1006	(03) 5386-0367
(評)	岩 井 鑛 治 郎	〒501-61 岐阜県羽鳥郡川島町 内藤記念くすり博物館	(0586) 89-2101
(評)	岩 崎 由 雄	〒106 東京都港区東麻布 1-17-11	(03) 3583-2628
	岩 下 安 男	〒364 北本市本町 3-19	(0485) 91-4326
	岩 谷 成 彦	〒670 姫路市威徳寺町 57-1	(0792) 82-2249
	上 田 直 辰	〒590 堺市老松町 2-58-1 耳原総合病院	(0722) 44-1963
	植 岡 靖 夫	〒525 草津市東矢倉 2-8-7	(0775) 63-7004
	内 田 浩 市	〒258 神奈川県足柄上郡開成町延沢 1326	
	栄 田 和 子	〒854 長崎県諫早市立石町 22-77 栄田薬局	(0957) 23-1005
	蛭 名 尊 人	〒980 仙台市青葉区広瀬町 2-1-212	
	遠 藤 次 郎	〒278 野田市山崎 2641 東京理科大学薬学部	(0471) 24-1501
(評)	遠 藤 浩 良	〒199-01 神奈川県津久井郡相模湖町 寸沢嵐 1091-1 帝京大学薬学部	(04268) 5-1121
	小 倉 豊	〒277 柏市篠籠田 1282-10	(0471) 44-2445
(評)	小 原 正 明	〒350-02 坂戸市けやき台 1-1 城西大学薬学部	(0492) 86-2233
	尾 中 喜代治	〒167 東京都杉並区南荻窪 1-11-9	(03) 3397-4875
	尾 張 栄 彦	〒178 東京都練馬区大泉学園町 3-15-14	(03) 3924-2918
	織 田 隆 三	〒635 大和高田市北本町 7-25	(0745) 52-2821
	大 木 利 勝	〒270-15 千葉県印旛郡竜角寺 1028 千葉県立房総のむら内	(0476) 95-3333
	大久保 清 史	〒319-24 茨城県那珂郡緒川村 上小瀬 2090	
	大 島 行 雄	〒361 行田市行田 13-11	(0485) 56-3200
(評)	大 塚 恭 男	〒160 東京都新宿区三栄町 13	(03) 3353-0496
	大 槻 彰	〒113 東京都文京区湯島 2-30-11	(03) 3811-7635
	大 槻 真一郎	〒168 東京都杉並区久我山 3-17-4	
	大 西 善 明	〒770 徳島市西新町 4-15-2	(0886) 52-3843
	大 橋 清 信	〒930 富山市稲荷町 3-6-3	(0764) 41-5618
	大 元 一 郎	〒560 豊中市末広町 2-3-27	(06) 841-8835
	岡 田 登	〒468 名古屋市天白区植田南 3-202	(052) 804-0450

	岡 部 則 子	〒154 東京都世田谷区世田谷 3-18-7	(03) 3420-9128
	奥 井 登美子	〒300 土浦市中央 1-8-16	(0298) 21-0260
(評)	奥 田 潤	〒468 名古屋市天白区天白町八事裏山15 名城大学薬学部	(052) 832-1336
(評)	奥 田 拓 男	〒700 岡山市津島中 1-1-1 岡山大学薬学部	(0862) 52-1111
	折 井 敬 正	〒176 東京都練馬区栄町 28-1	(03) 3991-0228
	加 藤 三千尋	〒113 東京都文京区本郷 2-24-7	(03) 3811-3078
(評)	鹿 野 美 弘	〒047-02 小樽市桂岡町 7-1 北海道薬科大学	(0134) 62-5111
	海 保 房 夫	〒260 千葉市中央区新宿 2-6-8-606	(043) 246-8305
	檉 田 義 彦	〒164 東京都中野区東中野 4-6-7 東中野パレスマンション 503号	(03) 3368-5838
(評)	金久保 好 男	〒264 千葉市若葉区西都賀 5-4-5	(043) 255-1765
(評)	金 庭 延 慶	〒142 東京都品川区旗の台 1-11-7	(03) 3782-0357
	金 枝 正 巳	〒812 福岡市博多区千代4丁目 30-5 恵愛団薬局	(092) 651-5621
	金 子 力	〒193 八王子市めじろ台 2-8-3	(0426) 65-7909
	神 田 和 正	〒632 天理市櫛本町 2400	(07436) 5-0393
	巖翠堂北習志野 店	〒274 船橋市習志野台 7-25-16	(0474) 65-0926
	川 井 一 成	〒532 大阪市淀川区宮原 4-1-14 住友生命新大阪北ビル8階 日本ウエルカム (株)	(06) 399-2534
(幹)	川 瀬 清 治	〒235 横浜市磯子区東町 19-10-910	(045) 755-0840
	木 村 治	〒470-01 愛知県愛知郡日進町 梅森新田 135-154	(052) 801-9239
(評)	木 村 眞太郎	〒113 東京都文京区湯島 1-5-45 東京医科歯科大学歯学部附属病院薬剤部	(03) 3293-5711
(評)	木 村 孟 淳	〒815 福岡市南区玉川町 22-1 第一薬科大学	(092) 541-0161
	木 村 吉 孝	〒171 東京都練馬区小竹町 2-17-5	
	喜谷市郎右衛門	〒154 東京都世田谷区駒沢 3-28-8	(03) 3422-0688
(評)	喜 谷 喜 徳	〒251 藤沢市片瀬山 3-13-11	(0466) 23-8735
(評)	岸 本 良 彦	〒115 東京都北区神谷 1-3-4-1408	(03) 3927-8670
(評)	北 川 勲	〒565 吹田市山田丘 1-6 大阪大学薬学部	(06) 877-5111
	北 川 千恵子	〒120 東京都足立区千住宮元町 20-6-603	(03) 3879-8716
	北里大学白金図 書館(東洋医学 総合研究所)	〒108 東京都港区白金 5-9-1	(03) 3444-6161
	北 野 潔	〒533 大阪市淀川区大桐 5-15-43	(06) 328-6037

- 北村美江 〒852 長崎市文教町 1-14 (0958)47-1111
長崎大学薬学部放射薬品学教室
- 京都薬科大学図書館 〒607 京都市山科区御陵中内町 5 (075)581-3161
- (評)久保道徳 〒577 東大阪市小若江 3-4-1 (06)721-2332
近畿大学薬学部
- 葛井瑞夫 〒654-11 神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ
石 348 メビウス妙法寺 101
- 黒澤嘉幸 〒359 所沢市宮本町 2-26-24 (0429)28-3142
黒沼昭夫 〒020-01 岩手県岩手郡滝沢村鶴飼
第14地割狐洞 1-25 (0196)84-2165
- (評)桑野重昭 〒666-01 川西市緑台 4-7-42
小池三良助 〒615 京都市右京区西院東今田町 3 (075)311-4832
小曾戸洋 〒108 東京都港区白金 5-9-1 (03)3444-6161
北里研究所附属東洋医学総合研究所
- 小西良士 〒769-26 香川県大川郡大内町 (0879)25-2221
三本松 567 帝国製薬(株)
- 小林晶子 〒910 福井市湊町 15-29-3 (0776)34-3986
メゾン・ド・リベル 101
- (評)小林凡郎 〒108 東京都港区白金 5-9-1 (03)3444-6161
北里大学薬学部
- 小林正夫 〒190 立川市栄町 5-30-6 (0425)36-6851
小藤学子 〒165 東京都中野区丸山 2-19-21 (03)3330-7712
小松曼誓 〒272 市川市中山 2-18-2 (0473)34-5836
後藤孝也 〒541 大阪市中央区道修町 2-6-8 (06)203-4225
マルピー・ライカ(株)
- 後藤志朗 〒254 平塚市老松町 1-10-415
甲田研 〒510-02 鈴鹿市南旭ヶ丘 2-13-4 (0593)87-6431
神戸学院大学図書館 〒673 神戸市西区伊川谷町有瀬 (078)974-1551
- 近藤由利子 〒146 東京都大田区久が原 5-27 (03)3754-2559
グリーンハイツ 9-204
- 佐藤孝俊 〒299-32 千葉県山武郡大網白里町
駒込 701-1 (0475)72-8191
- 佐藤至朗 〒210 川崎市幸区中幸町 1-49 (044)522-1022
佐藤文比古 〒520-02 大津市本堅田 2-1-4
斎藤元護 〒064 札幌市中央区北2条西23丁目 (011)642-0010
斎藤義雄 〒562 箕面市粟生外院 3-11-15 (0727)29-3548
埼玉医科大学図書館 〒350-04 埼玉県入間郡毛呂山町
大字毛呂本郷 38 (04929)5-1111
- 酒井シヅ 〒113 東京都文京区本郷 2-1-1 (03)3813-3111
順天堂大学医学部医史学教室
- 桜井謙介 〒553 大阪市福島区鷺洲 5-12-4 (06)458-5861
塩野義製薬(株)研究所

- 桜井 謙之介
(評) 三川 潮 〒939 富山市花園町 3-3-35
〒113 東京都文京区本郷 7-3-1 (03) 3812-2111
東京大学薬学部
- 志水 浩一郎
塩原 仁子 〒671-25 兵庫県宍粟郡山崎町今宿 274-8
柴田 忠佳 〒151 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-5-10
〒251 藤沢市本藤沢 2-4-16
プラザドウライラック102号
- 柴田 優子
島村 敏夫 〒257 秦野市鶴巻北 2-2-7
清水 孝重 〒560 豊中市本町 6-10-10 (06) 854-2898
〒561 豊中市三和町 1-1-11 (06) 333-0521
三栄源エフ・エフ・アイ
- (評) 清水 正夫 〒232 横浜市南区大岡 2-9-4
庄司 順三 〒176 東京都練馬区桜台 2-30-3 (03) 3991-5907
庄司 良文 〒356 川越市大字牛子 427-68 (0492) 44-8052
昭和薬科大学図書館
正山 征洋 〒194 町田市東玉川学園 3-3165 (0427) 21-1522
- 代田 久米雄 〒812 福岡市東区馬出 3-1-1 (092) 641-1151
九州大学薬学部
- (幹) 末廣 雅也 〒103 東京都中央区日本橋本町 3-4-1 (03) 3241-0326
末松 正雄 〒201 狛江市西野川 1-8-7 (03) 3489-9182
〒587 大阪府南河内郡美原町
さつき野東 1-10-11 (0723) 62-5873
- 菅野 悦子 〒277 柏市柏の葉 1-8-27
菅谷 愛子 〒350-02 坂戸市けやき台 1-1 (0492) 86-2233
城西大学薬学部
- (幹) 杉田 勝美 〒573 枚方市東香里 2-9-14 (0720) 53-1081
杉原 正泰 〒160 東京都新宿区河田町 8-1 (03) 3353-8111
東京女子医科大学病院薬剤部
- 鈴木 郁生 〒201 狛江市和泉本町 1-36-3-815 (03) 3430-6556
鈴木 五郎 〒560 豊中市刀根山 6-4-12 (0466) 24-4345
銭谷 武平 〒630 奈良市六条町 3-11-37-2
- (評) 田中 治 〒738 広島県廿日市市山陽園 2-9 (0829) 31-2038
田中 俊弘 〒502 岐阜市三田洞東 5-6-1 (0582) 37-3931
岐阜薬科大学
- 田邊 普 〒113 東京都文京区西片 2-2-9 (03) 3813-1443
(評) 田端 守 〒606 京都市左京区吉田下阿達町 46-29 (075) 751-2111
京都大学薬学部
- 田村 哲彦 〒272 市川市市川 1-13-32
(有) タムラ薬局市川店
- 高木 英一 〒390 松本市沢村 2-4-26 (0263) 35-7208
高木 章之助 〒682 倉吉市福庭 854
鳥取女子短期大学
- 高橋 晟 〒247 鎌倉市寺分 2-22-4 (0467) 44-0009

- (評) 高橋 文 ㊦164 東京都中野区本町 2-28-11-403 (03) 3374-4163
- (評) 高嶋 英伍 ㊦573-01 枚方市長尾峠町 45-1 (072) 68-7000
撰南大学薬学部
- 高原 叶 ㊦563 池田市姫室町 9-1 (0727) 53-6419
- (幹) 滝戸 道夫 ㊦152 東京都目黒区大岡山 2-7-17 (03) 3717-1930
- (評) 滝野 吉雄 ㊦420 静岡市春日 2-1-29 (054) 254-1971
- 竹中 祐典 ㊦171 東京都豊島区長崎 4-39-7 (03) 3955-6924
- 武田科学振興財
団杏雨書屋 ㊦532 大阪市淀川区十三木町 2-17-85
- 立山 弥七 ㊦350 川越市大字笠幡 5024-52 (0492) 31-6807
- (幹) 辰野 高司 ㊦112 東京都文京区千石 3-7-9 (03) 3946-6041
- 辰野 美紀 ㊦530 大阪市北区中崎西 3-1-20 (06) 372-1084
- 谷 武治郎 ㊦557 大阪市西成区玉出東 2-5-12 (06) 661-5283
ハクラン製薬工場
- 玉置 新治 ㊦153 東京都目黒区駒場 1-40-9
- 千野 多代 ㊦353 志木市本町 3-10-17 (0484) 71-1795
- 津田 妍子 ㊦206 多摩市豊ヶ丘 5-1-8-504
- 津谷 喜一郎 ㊦101 東京都千代田区神田駿河台 2-3-10 (03) 3294-7311
東京医科歯科大学難治疾患研究所
- 鶴田 登志子 ㊦152 東京都目黒区目黒本町 6-10-6
- 帝京大学薬学部
図書館 ㊦199-01 神奈川県津久井郡相模湖町
寸沢嵐 1091-1 (04268) 5-1121
- 寺澤 孝明 ㊦165 東京都中野区鷺宮 3-13-1-102 (03) 3336-6337
- 土岐 隆信 ㊦719-11 総社市総社 1007-5 (08669) 3-3277
- 東京薬科大学情
報センター ㊦192-03 八王子市堀之内 1432-1 (0426) 76-6705
- (評) 富松 利明 ㊦770 徳島市大道 4-9 (0886) 31-3111
- (評) 富森 毅 ㊦920-11 金沢市金川町ホ 3 (0762) 29-1161
北陸大学薬学部
- 永井 昇 ㊦162 東京都新宿区津久戸町 5-1 (03) 3269-8111
東京厚生年金病院薬剤部
- 名久井 敏男 ㊦981-31 仙台市泉区松陵 4丁目53-13
- 名古屋市立大学
薬学部図書館 ㊦497 名古屋市瑞穂区田辺通 3-1 (052) 831-3059
- (評) 名取 信策 ㊦112 東京都文京区大塚 4-5-2-401 (03) 3942-0810
- 那須 務 ㊦982 仙台市太白区越路 2-6 (0222) 25-2978
- 中井 敏子 ㊦124 東京都葛飾区立石 2-36-9 (03) 3693-7676
社会保険葛飾診療所薬剤科
- (評) 中川 富士雄 ㊦171 東京都豊島区目白 4-19-12 (03) 3952-2139
- 中島 繁美 ㊦635 大和高田市築山 370-12
- 中島 美智子 ㊦262 千葉市花見川区幕張町 2-1012 (043) 271-6025
- 中島 路可 ㊦680 鳥取市湖山町北 3-251 RCK 3-201 (0857) 28-4737
- 中辻 保 ㊦153 東京都目黒区下目黒 5-25-14 (03) 3712-6728
- 中富 記念財団 ㊦841 佐賀県鳥栖市田代大宮町 408 (0942) 83-2101
久光製薬(株)文化部

(評)	中	村	健	〒274	船橋市習志野台 7-7-1 日本大学薬学部	(0474) 65-2111
	中	村	美鈴	〒790	松山市道後一万 3-26	(0899) 22-9645
	中	村	裕安	〒162	東京都新宿区富久町 4-19	(03) 3353-4465
(評)	中	室	嘉祐	〒578	東大阪市南鴻池町 2-9-3	(06) 745-1500
	長	沢	元夫	〒168	東京都杉並区大宮 2-1-20	(03) 3315-9856
	長	濱	敏久	〒275	習志野市津田沼 4-8-9	(0474) 72-8750
	南	雲	清二	〒142	東京都品川区荏原 2-4-41 星薬科大学	(03) 3786-1011
	南	部	直樹	〒101	東京都千代田区神田駿河台 2-5 三楽病院薬剤部	(03) 3292-3981
(幹)	難	波	恒雄	〒930-01	富山市杉谷 2630 富山医科薬科大学和漢薬研究所	(0764) 34-2281
	二	郷	俊郎	〒194	町田市玉川学園 3-30-19	
	新	田	あや	〒603	京都市北区平野宮敷町 37	(075) 462-4385
	西	岡	五夫	〒815	福岡市南区老司 2-2-15	(092) 566-9136
	西	川	洋一	〒201	狛江市和泉本町 1-28-2	(03) 3480-0889
(評)	西	部	三省	〒061-02	北海道海石狩郡当別町字金沢1757 東日本学園大学薬学部	(01332) 3-1211
	日本科学技術情報センター資料部収集課			〒100	東京都千代田区永田町 2-5-2	(03) 3581-6411
	日本出版貿易(株)雑誌課専門誌係			〒101	東京都千代田区猿樂町 1-2-1	
	野	村	新太郎	〒468	名古屋市天白区八事裏山 15 名城大学薬学部生薬学教室	(052) 832-1336
	野	村	富美子	〒196	昭島市昭和町 47-3	(0425) 41-2300
	芳	賀	信	〒162	東京都新宿区市ケ谷船河原町 12 東京理科大学薬学部	(03) 3260-6725
	橋	本	朋子	〒572	寝屋川市本町 18-11	(0720) 22-0348
	橋	本	庸平	〒662	西宮市霞町 5-44	(0798) 23-1173
	服	部	昭	〒666-01	川西市緑台 4-6-66	(0727) 93-8715
	濱	田	清	〒791	松山市久万の台 537-37	(0899) 22-0481
(評)	浜	田	善利	〒860	熊本市池田町 4-22-1 熊本工業大学	(096) 326-3111
	林		良重	〒270-11	我孫子市布佐平和台 2-5-1	(0471) 89-0154
(評)	播	磨	章一	〒550	大阪市西区土佐堀 3-3-10-401	(06) 599-3257
	東		丈夫	〒546	大阪市東住吉区鷹合 4-12-20-301	(022) 234-4181
(評)	久	道	周次	〒981-12	名取市下増田字丁地前 37	(022) 384-8160
(評)	平	賀	敬夫	〒154	東京都世田谷区野沢 1-35-23 明治薬科大学	(03) 424-1001
(評)	藤	井	正美	〒673	神戸市西区伊川谷町有瀬 神戸学院大学薬学部	(078) 974-1551

- (評) 藤 村 一 〒606 京都市左京区鹿ヶ谷下 宮ノ前町 9-2 (075)771-3009
- 船 越 清 輔 〒683 米子市天神町 2-37 (0859)22-4463
- 船 山 信 次 〒982 仙台市太白区四郎丸字渡道 15-2 (022)242-5625
- (評) 古 谷 力 〒108 東京都港区白金 5-9-1 (03)3444-6161
北里大学薬学部
- 帆 足 勇 夫 〒336 浦和市仲町 2-2-6-402 (048)833-7590
- 北陸大学薬学部
図書館 〒920-11 金沢市金川町ホ-3 (0762)29-1161
- 星薬科大学図書館 〒142 東京都品川区荏原 2-4-41 (03)3786-1011
- (評) 堀 岡 正 義 〒153 東京都目黒区下目黒 1-8-39-1-1303 (03)3493-0753
- (評) 堀 越 勇 〒930-01 富山市杉谷 2630 (0764)34-2281
富山医科薬科大学薬学部
- 本 田 文 明 〒211 川崎市中原区下小田中 2-9-5-207 (044)788-3784
- 本 間 賢次郎 〒060 札幌市中央区北20条西15丁目4-13 (011)757-0450
- 真 柳 誠 〒108 東京都港区白金 5-9-1
北里研究所附属東洋医学総合研究所
- 前 林 行 雄 〒265 千葉市若葉区谷当町 1200-2 (043)236-1101
東京情報大学
- 松 江 一 彦 〒136 東京都江東区亀戸 6-25-3 (03)681-0362
- 松 下 正 己 〒359 所沢市中新井 5-7-14 (0429)42-5391
- 松 波 紀 子 〒062 札幌市豊平区西岡五条11丁目 14-1
- 松 本 卓 也 〒662 西宮市津門宝津町 3-18 (0798)33-0293
- 松 本 力 〒206 稲城市向陽台 5-9 (0423)78-2470
リベレ向陽台 7-402
- (評) 松 本 仁 人 〒061-02 北海道石狩郡当別町 字金沢 1757 東日本学園大学歯学部 (01332)3-1211
- 三 上 幸 男 〒525 草津市南笠町 1459-84
- (評) 三 澤 美 和 〒142 東京都品川区荏原 2-4-41 (03)3786-1011
星薬科大学
- 水 上 元 〒852 長崎市文教町 1-14 (0958)47-1111
長崎大学薬学部
- 水 谷 米 〒223 横浜市港北区新栄町 14-1-231 (045)592-8253
- (評) 水 野 瑞 夫 〒502 岐阜市三田洞東 5-6-1 (0582)37-3931
岐阜薬科大学
- (監) 水 野 睦 郎 〒113 東京都文京区湯島 4-1-24 (03)5684-7722
- 宮 崎 綾 子 〒864 北九州市戸畑区浅生 2-11-1
十字屋薬局
- (評) 宮 崎 正 夫 〒791 松山市山越 1-19-21 (0899)22-8993
- 宮 崎 六 夫 〒854 諫早市東小路町
(株)温仙堂内
- 宮 原 俊 文 〒510-02 鈴鹿市北江島町 44-29 (0593)86-7304

	宮 本 法 子	〒192-03 八王子市堀之内 1432-1 東京薬科大学	(0426)76-5111
	宮 本 浩 和	〒181 三鷹市下連雀 3-32-5	(0422)44-8381
	村 上 光太郎	〒770 徳島市福島 2-1-7	
	村 上 誠 愨	〒861-22 熊本市上益城郡益城町 小池 803-2	(096)288-8236
	森 清 茂	〒546 大阪市東住吉区山坂1-5-9	(06)628-3662
	森 康 己	〒704 岡山市可知 4-17-1	(08694)3-0124
(評)	森 田 直 賢	〒930-01 富山市杉谷 2630 富山医科薬科大学薬学部	(0764)34-2281
	矢 数 圭 堂	〒162 東京都新宿区新小川町 3-4	(03)3260-1225
	矢 部 一 郎	〒203 東久留米市滝山 2-5-7-104	
	柳 浦 才 三	〒157 東京都世田谷区粕谷 4-12-6	(03)3309-6321
	柳 沢 清 久	〒120 東京都足立区千住元町 33-3	(03)3881-5974
	山 内 盛 盛	〒166 東京都杉並区西荻南 2-12-9	
(評)	山 内 辰 郎	〒814-01 福岡市西区七隈 8-19-1 福岡大学薬学部	(092)871-6631
(幹)	山 川 浩 司	〒162 東京都新宿区市ヶ谷船河原町 12 東京理科大学薬学部	(03)3260-6725
	山 口 一 孝	〒227 横浜市緑区桜台 4-23	(045)981-1023
(評)	山 崎 和 男	〒734 広島市南区霞 1-2-3 広島大学医学部総合薬学科	(082)251-1111
(評)	山 崎 幹 夫	〒263 千葉県稲毛区弥生町 1-33 千葉大学薬学部	(043)251-1111
	山 下 愛 子	〒180 武蔵野市吉祥寺東町 2-3-9	
	山 下 光 雄	〒181 三鷹市上連雀 9-41-22	(0422)46-5945
(評)	山 田 健 二	〒192-03 八王子市堀之内 1432-1 東京薬科大学	(0426)76-5111
(評)	山 田 久 雄	〒573 枚方市藤田町 10-7	(0720)54-6601
(幹)	山 田 光 男	〒176 東京都練馬区小竹町 1-73-2	(03)3955-4895
	山 田 光 胤	〒166 東京都杉並区阿佐谷南 2-11-25	
	梁 哲 周	〒111 東京都台東区浅草 2-3-20	
(評)	吉 岡 信 人	〒110 東京都台東区三ノ輪 2-14-9	(03)3801-6140
	芳 川 真 人	〒351-01 和光市諏訪原団地 2-8-106	(048)462-9439
	吉 崎 文 彦	〒951 仙台市青葉区小松島 4-4-1 東北薬科大学学生薬学教室	
	吉 沢 逸 雄	〒047-02 小樽市桂岡町 7-1 北海道薬科大学	(0134)62-5111
(幹)	米 田 該 典	〒565 吹田市山田丘 1-6 大阪大学薬学部	(06)877-5111
	劉 勝 彦	〒278 野田市桜台 58-4	
	渡 辺 謹 三	〒206 多摩市落合 3-4-4-304	(0423)39-3195
	渡 辺 武	〒617 向日市寺戸町西野 6	(075)921-0336

(評) 渡 辺 徹	〒290-01 市原市瀬又 695-86 グリーンヒル	
(評) 渡 辺 楷	〒353 志木市下宗岡 1-10-10	(0484) 72-6296
渡 辺 方 乃	〒206 多摩市落合 3-4-4-304 276-205	(0423) 39-3195
渡 辺 康	〒174 東京都板橋区中台 3-27 I-202	(03) 3936-0324
渡 辺 義 嗣	〒981 仙台市青葉区小松島 4-4-1 東北薬科大学哲学研究室	(022) 234-4181
学 生 会 員		
松 波 潤	〒047-02 小樽市桂岡六条19丁目 工藤アパート 3号室	
柳 田 和 成	〒158 東京都世田谷区瀬田 5-17-5	(03) 3708-0649
海 外 会 員		
The Swiss Society for the History of Pharmacy	c/o Dr. F. Ledermann Kirchbühlweg 21 CH-3007 Bern, Switzerland	
Na Chi 那 琦	中華民國台湾省台北市延平南路 205 巷10号	
林 俊 清	中華民國台湾省高雄市 高雄医学院生物科	
Hahn Dug-Ryong	College of Pharmacy, Chung-Ang University Seoul, Korea 151	
Wolfgang Götz	Poststrasse 7 D-64354 Reinheim 2, Germany	
賛 助 会 員		
旭化成工業 (株) 医薬学術企画部 事業本部学術センター	〒108 東京都港区芝浦 4-5-13	(03) 5476-8250
天藤製薬 (株)	〒620 福知山市笹尾町 995 天藤製薬 (株) 大槻順三 気付	
(株) ウチダ和漢薬	〒116 東京都荒川区東日暮里 4-4-10	
宇津救命丸 (株)	〒101 東京都千代田区神田駿河台 3-3	
エーザイ (株)	〒501-61 岐阜県羽島郡川島町 内藤記念くすり博物館	
小城製薬 (株)	〒541 大阪市中央区道修町 2-5-2	
カネボウ薬品 (株) 薬専学術部	〒107 東京都港区元赤坂 1-3-12	
関東化学 (株)	〒103 東京都中央区日本橋本町 3-2-8	(03) 3279-1751
(株) 紀伊国屋漢薬局	〒101 東京都千代田区外神田 1-2-14 (株) 紀伊国屋漢薬局 土田茂雄 気付	
協和醗酵工業 (株) 医薬学術部	〒100 東京都千代田区大手町 1-6-1	
佐藤薬学研究所	〒818-01 太宰府市観世音寺 2-18-8	

三共 (株) 総合研究所 図書室	〒140 東京都品川区広町 1-2-58	(03) 3492-3131
三和生薬 (株)	〒320 宇都宮市平出工業団地 6-1	
塩野義製薬 (株) 研究部	〒553 大阪市福島区鷺洲 5-12-4	(06) 458-5861
第一製薬 (株) 図書館	〒103 東京都中央区日本橋 3-14-10	
大日本製薬 (株) 営業本部医薬学術部	〒541 大阪市中央区道修町 2-6-8	(06) 203-5321
武田薬品工業 (株) 研究開発本部図書館	〒532 大阪市淀川区十三本町 2-17-85	
(株) 建林松鶴堂	〒335 戸田市戸田公園 3番7号	
中外製薬 (株) 総務部	〒104 東京都中央区京橋 2-1-9	(03) 3281-6611
(株) ツムラ生物化学 研究所	〒300-11 茨城県稲敷郡阿見町吉原 3586	
帝国臓器製薬 (株)	〒107 東京都港区赤坂 2-5-1 東邦ビル	
(株) トキワ漢方製薬	〒558 大阪市住吉区我孫子東 2-10-8	
日本化薬 (株) 東京支店	〒102 東京都千代田区富士見 1-11-2	
日本新薬 (株) 東京支店	〒103 東京都中央区日本橋本町 3-5-14	
日本レダリー (株)	〒104 東京都中央区京橋 1-10-3 服部ビル	
藤沢薬品工業 (株) 研究開発管理室	〒532 大阪市淀川区加島 2-1-6	
山之内製薬 (株) 新宿営業所	〒160 東京都新宿区新宿 6-24-20 丸増新宿ビル B1	
養命酒製造 (株)	〒150 東京都渋谷区南平台町 16-25	
湧永製薬 (株) 湧永満之記念図書館	〒729-64 広島県高田郡甲田町下甲立 1624	

薬史学雑誌投稿規定

(1991年4月改訂)

1. 投稿者の資格: 原則として本会々員であること (共著者はこの限りではない). 会員外の原稿は編集委員会の承認を経て掲載することがある.
2. 著作権: 本誌に掲載された論文の著作権は日本薬史学会に属する.
3. 原稿の種類: 原稿は医薬の歴史, およびそれに関連のある領域のものとする. ただし他の雑誌 (国内国外を問わない) に発表したもの, または投稿中のものは掲載しない.
- a. 原報: 著者が新知見を得たもので和文, 英文のいずれでもよい. 原則として図版を含む刷上り5ページ (英文も5ページ) を基準とする.

- b. ノート：原報にくらべて簡単なもので、断片的あるいは未定の研究報告でもよい。和文・英文どちらでもよい。図版を含む刷上り2ページを基準とする。
- c. 史伝：医薬に関係した人、所、事蹟等に関する論考、刷上り5ページを基準とする。
- d. 史料：医薬に関する文献目録、関係外国文献の翻訳など、刷上り5ページを基準とする。
- e. 総説：原則として本会から執筆を依頼するが、一般会員各位の寄稿を歓迎する。そのときはあらかじめ連絡していただきたい。刷上り5ページを基準とする。
- f. 雑録：見学、紀行、内外ニュースなど会員各位の寄稿を歓迎する。刷上り2ページを基準とする。
4. 原稿の体裁：薬史学雑誌最近号の体裁を参照すること。和文は楷書で平がな混り横書とし、かなづかいは現代かなづかいをうい、漢字は止むをえない場合のほかはなるべく当用漢字で書くようにつとめること。なお原稿およびノートには簡潔な英文要旨を著者において作成添付すること（英文の場合は和文要旨を同様に付すこと）。
- 和文原稿は薬学会所定400字詰原稿用紙またはこれに準じたものを用いること（原稿用紙4枚が刷上り1ページにほぼ相当する）。英文原稿は良質厚手の国際判（21×28cm）の白地タイプ用紙を用い、黒色で1行おきにタイプ印書すること。
- 英文原稿については、あらかじめ英語を母語とする人、またはこれに準ずる人に校閲を受けておくこと。
5. 原稿の送り先：本原稿1部、コピー1部を「(郵便番号113) 東京都文京区本郷7-2-2、(財)学会誌刊行センター内、日本薬史学会」宛に書留で送ること。封筒の表に「薬史学雑誌原稿」と朱書すること。到着と同時に投稿者にその旨通知する。
6. 原稿の採否：原稿の採否は編集委員会で決定する。採用が決定された原稿は、原稿到着日を受理日とする。不採用または原稿の一部訂正を必要とするときはその旨通知する。この場合、再提出が、通知を受けてから3カ月以後になった時は、新規投稿受付として扱われる。また、編集技術上必要があるときは原稿の細部の体裁を変更することがある。
7. 特別掲載論文：投稿者が特に発表を急ぐ場合は、特別掲載論文としての取扱いを申請することができる。この場合は印刷代実費を申し受ける。
8. 投稿料、別刷料および図版料：特別掲載論文以外の投稿論文で、刷上りページ数（図版を含む）が下記に示す範囲内の場合、刷上り1ページにつき投稿料を和文1,000円、英文1,500円とする。同じく特別掲載論文以外の投稿論文で下記に示す範囲を越える場合は、基準ページ分（和文1,000円、英文1,500円）に加え、超過ページ分印刷実費相当額を申し受ける。

原稿の種類と基準ページ数（図版を含む刷上りページ数）

(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)
原報	ノート	史伝	史料	総説	雑録
和文5・英文5	2	5	5	5	2

また、複数編の同一主題論文を、同一号雑誌へ掲載することを希望する場合は、全編を一論文として刷り上り超過ページの計算をする。

版下料、凸版料、写真製版料、別刷料については別に実費を申し受ける。

別刷部数を希望するときは、投稿の際にその部数を申し込むこと。

9. 正誤訂正：著者校正を1回行う。論文出版後著者が誤植を発見したときは、発行1カ月以内に通知されたい。
10. 発行期日：原則として年2回、6月30日と12月30日を発行日とし、発行日の時点で未掲載の投稿原稿などが滞積している場合は、その中間の時期に1回を限り増刊発行することがある。

日本薬史学会会則

(1993年4月改訂)

- 第1条 本会は日本薬史学会 The Japanese Society for History of Pharmacy と名付ける。
- 第2条 本会は薬学、薬業に関する歴史の調査研究を行い、薬学の進歩発達に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会。
 2. 例会（研究発表会、集談会）。
 3. 講演会、シンポジウム、セミナー、その他。
 4. 機関誌「薬史学雑誌」の発行、年2回を原則とする。
 5. 資料の収集、資料目録の作製。
 6. 薬史学教育の指導ならびに普及。
 7. 海外関連学会との交流。
 8. その他必要と認める事業。
- 第4条 本会の事業目的に賛成し、その目的の達成に協力しようとする人をもって会員とする。
- 第5条 本会の会員および年額会費は次の通りとする。
- | | |
|------|-------------|
| 通常会員 | 5,000円 |
| 学生会員 | 2,000円 |
| 外国会員 | 5,000円 |
| 賛助会員 | 30,000円（一口） |
| 名誉会員 | 随意 |
- 第6条 名誉会員は本会の発展に寄与したもので会長の推せんによって選任し、総会の承認を得るものとし、その資格は終身とする。
- 第7条 本会に次の役員をおく。会長1名、幹事若干名、評議員若干名、役員任期は2カ年とし重任することを認める。
1. 会長は総会で会員の互選によって選び、本会を代表し会務を総理する。
 2. 幹事は総会で会員の互選によって選び、会長を補佐して会務を担当する。
 3. 幹事中若干名を常任幹事とし、日常の会務および緊急事項の処理ならびに経理事務を担当する。
 4. 評議員は会長の推薦による。
- 第8条 本会に事務担当者若干名をおく。運営委員会は会長これを委嘱し、常任幹事の指示を受けて日常の事務をとる。
- 第9条 本会の事業目的を達成するため別に臨時委員を委嘱することができる。
- 第10条 本会は会長の承認により支部又は部会を設けることができる。
- 第11条 本会の会則を改正するには総会で出席者の過半数以上の決議によるものとする。
- 第12条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会の事務所は東京都文京区本郷7-2-2 勸学会誌刊行センター内におく。

編集幹事：川瀬 清，山田光男

平成5年(1993)12月25日 印刷 平成5年12月30日 発行

発行人：日本薬史学会 柴田 承二

印刷所：東京都文京区小石川 2-25-12 サンヨー印刷株式会社

製作：東京都文京区本郷 7-2-2 (財)学会誌刊行センター



くすりの歴史の 宝庫です。

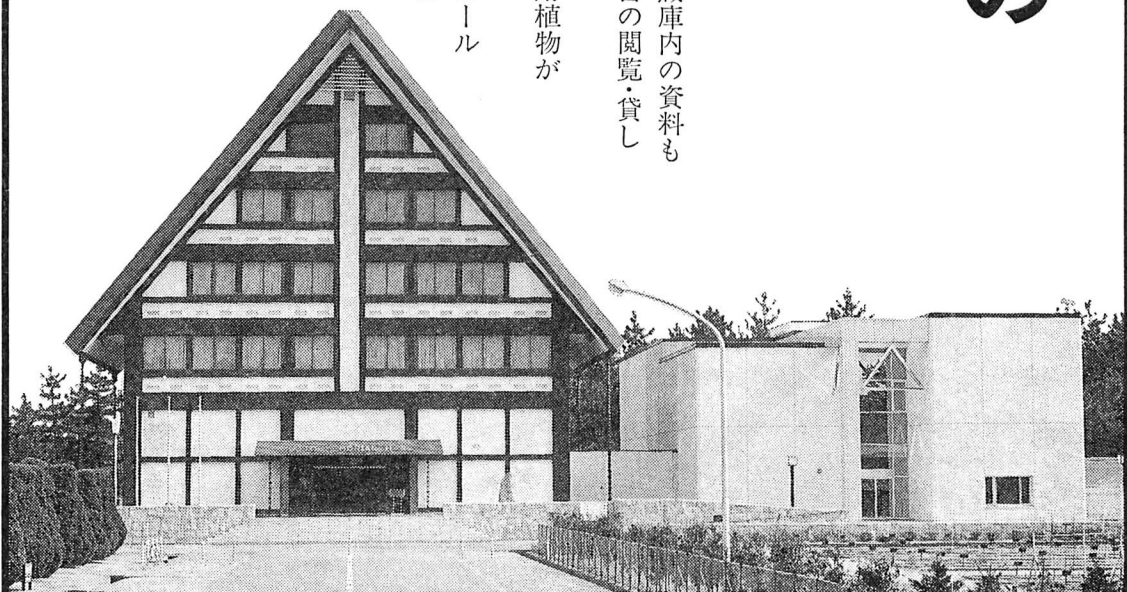
(医薬に関するさまざまな歴史的資料と
収蔵図書をご利用ください。)

展示室の見学だけでなく、研究者の方には資料収蔵庫内の資料も自由にごらんいただけます。医学・薬学関係の図書の閲覧・貸し出し・コピーサービスも行っております。

また、博物館前に広がる薬用植物園には多くの薬用植物が栽培され、一般に公開されています。

そのほか、会議などには、大ホール(300席)・小ホール(50席)をご利用いただけます。(ご予約ください)
なお、『くすり博物館だより』を年2回発行し、ご希望の方には無料でお送りいたします。

- 開館時間…9～16時
- 休館日…月曜日・年末年始
- 入場料…無料



◎工場見学のご案内……火～金曜日の10:30と13:30には工場見学も行っております。
(所要時間約45分、ご希望の方は事前に電話でお申し込みください。)

内藤記念くすり博物館

〒501-61 岐阜県羽島郡川島町
TEL. 058689-2101 FAX. 2179

エーザイ川島工園内